

農業・農村の動向等に関する 年次報告

平成21年9月

福島県

目 次

はじめに	1
I 平成20年度の特徴的な動き	
1 「ふくしま食・農再生戦略」の展開	3
2 「ふくしま水田農業改革実践プログラム」の本格的な推進	3
3 原油・資材等価格高騰への対応	4
4 農の緊急雇用対策について	4
II 農業及び農村の動向	
1 平成20年度の農業及び農村の動向	7
(1) 概要	
(2) 県全体の動向	
(3) 地方の動向	
(4) 農作物等の気象災害	
2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進捗状況	25
(「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値)	
(1) 県全体の進捗状況	
(2) 地方の進捗状況	
III 農業及び農村の振興に関して講じた施策	
1 「ふくしま食・農再生戦略」の推進	31
(1) 食と農の絆づくりの推進【戦略1】	
(2) 戦略的な流通販売対策の強化【戦略2】	
(3) 持続的な発展を目指した園芸産地の取組強化【戦略3】	
(4) 担い手の経営安定、新たな担い手の確保対策の強化【戦略4】	
(5) 環境と共生する農業の全県的推進【戦略5】	
2 米政策改革推進対策及び「ふくしま水田農業改革実践プログラム」の取組み	53
3 新技術の活用等による農業の振興	56
(1) 県農業総合センターにおける技術開発などの取組み	
(2) オリジナル品種・新技術等を活用した多様な農業の振興	
4 安全・安心な農作物の供給の推進	58
(1) 農作物の安心・安全の確保	
(2) 農薬適正使用の推進	
(3) 食品表示適正化の推進	

5 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と中山間地域の活性化	60
(1) 「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止	
(2) 農地・水・環境保全向上対策の実施による地域の活性化	
(3) 特色ある立地条件を生かした農業の推進	
(4) 地域資源を活用した他産業との連携による地域活性化	
6 地球温暖化対策	66

【参考資料】

用語解説	67
福島県農業・農村振興条例	71

はじめに

本県の農業・農村は、緑豊かな自然と広大な県土に恵まれ、安全・安心で高品質な農産物の生産はもとより、食品産業等への原料供給、就業の場の創出など地域経済の活性化に大きく貢献するなど、基幹産業として重要な役割を担っています。

また、本県の農業・農村を振興するため、県では平成13年3月に「福島県農業・農村振興条例」を制定し、その基本理念や基本方針に基づき、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

平成20年度の本県の農業・農村は、農産物価格の低迷や原油価格高騰に端を発する資材価格等の大幅な値上がり、世界的な金融危機を契機とした雇用環境の悪化など、大変厳しい状況下におかれました。

こうした中、食品事業者による食品の不適正な表示や製造といった消費者の信頼を裏切る事件が続発し、安全で安心な食料の安定供給を求める消費者の国内農業への期待がさらに高まりました。また、農業が雇用の場として見直されるなど、農業回帰とも言える動きが見られました。

このような状況の下、県では基幹産業である農業の振興と農村の活性化を図るため、「ふくしま食・農再生戦略」及び「ふくしま水田農業改革実践プログラム」に基づき、消費者と農業者の相互理解の促進を図る「食と農の絆づくり」を始め、園芸産地の拡大や水田農業の改革に重点的に取り組みました。

この報告は、「福島県農業・農村振興条例」第20条の規定に基づき、平成20年度における本県の農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策について報告するものです。

I 平成 20 年度の特徴的な動き

1 「ふくしま食・農再生戦略」の展開

県では、農業・農村振興の基本計画である「うつくしま農業・農村振興プラン 21」の実現に向けて「ふくしま食・農再生戦略」（以下「再生戦略」という。）を策定し、食・農・環境が一体となった持続的な発展を目指しています。

「再生戦略」は、消費者と農業者の相互理解を深め、ともに支えあう関係づくりを目指す「ふくしま食と農の絆づくり運動」を全県的に展開したほか、県産農産物の県内外における戦略的な流通販売対策の強化、品目・産地の重点化による園芸作物の集中的な生産振興、認定農業者の育成や集落営農の推進、法人化の支援等による担い手の育成、エコファーマーや有機・特別栽培への取組み支援などによる環境と共生する農業の普及拡大など、各戦略における施策を積極的に展開しました。

このうち、「ふくしま食と農の絆づくり運動」では、「園芸産地の支援」をテーマに、平成 20 年 9 月に会津坂下町において「園芸産地応援交流会」を開催しました。農業者や関係機関・団体の協力を得て、知事の出席のもと、多くの県民の皆さんと農業者が交流し、互いに理解を深めました。また、同じテーマのもと、県内各地においても農作業体験やセミナーなどを開催し、消費者と農業者の交流拡大を図りました。

2 「ふくしま水田農業改革実践プログラム」の本格的な推進

本県の耕地面積の 7 割を占める水田の有効活用を図り、収益性の高い持続可能な水田農業を確立するため、「ふくしま水田農業改革実践プログラム」（以下「実践プログラム」という。）に基づき、水田農業の改革を強力に推進しました。

特に平成 20 年度においては、「実践プログラム」の加速的な推進を図るため、学識経験者、生産者、市町村及び農業関係団体職員ら 5 名の委員で構成する「水田農業改革懇談会」（座長 福島大学人文社会学群経済経営学類准教授 小山良太氏）を立ち上げ、生産現場の実態に即した具体的な方策について以下の提言を頂きました。

【提言内容】

- 提言 1 環境と共生する米づくりの全県的展開
- 提言 2 稲ホールクロップサイレージ、飼料用米、米粉等の生産・利用拡大
- 提言 3 農商工連携による大豆・そば・麦の生産拡大
- 提言 4 作業受託体制の整備等による園芸作物の水田への導入・拡大
- 提言 5 他産業からの参入を含めた水田農業担い手の育成・確保

県ではこの提言を踏まえ、平成 21 年度からの施策展開に反映するため、米粉や稲ホールクロップサイレージ（稲 W C S）の取組み拡大に向けた事業などを創設しました。

平成 20 年度については、生産調整を拡大した農業者等に一時金を交付する国の「地

域水田農業活性化緊急対策」の活用を進めた結果、大豆やそば、飼料用イネなどの作付拡大と約 1,000ha の米の過剰作付けの削減が図られました。特に、飼料用イネは、平成 22 年度の目標値である 250ha を超える実績(稲WC S 331ha・飼料用米 88ha)となり、今後、耕畜連携による更なる作付拡大が見込まれます。

3 原油、資材等価格高騰への対応

平成 20 年 7 月に原油価格 (WTI) が史上最高値を記録し、関連資材の値上がり等も含め、県内の農林水産業に大きな影響を与えました。県では「農林漁業原油価格高騰対策会議」を開催し、関係機関、団体等との情報交換や支援制度の活用促進を行うとともに、各農林事務所等に「原油価格高騰に伴う営農等相談窓口」を設置し、農業者等からの相談への対応、県単独事業の「戦略的産地づくり総合支援事業」や国の「強い農業づくり交付金事業」による省エネルギー化等に取り組む農業者への支援を行いました。

また、肥料価格の高騰に対しては、国の「燃油・肥料高騰緊急対策」により、化学肥料の施用量を低減する取組み等に対する支援を実施しました。飼料価格高騰に対しては、国が平成 20 年 2 月に決定した「畜産物価格関連対策」及び 6 月に決定した「追加緊急対策」の活用を推進するとともに、米の生産調整と一体的にホールクロップサイレージ用稲や飼料用米等の自給飼料の生産拡大を強力に進めるなど、生産資材の高騰に耐えうる農業生産体制への構造転換を推進しました。

※WTI : West Texas Intermediate の略。WTI 価格はアメリカ国内の原油現物市場を反映したものである。

4 農の緊急雇用対策について

世界的な金融危機等による景気の悪化により、雇用情勢が急激に悪化する中で、離職者等の農業分野における緊急雇用対策として次の取組みを行いました。

(1) 「農」の緊急雇用対策事業の実施

平成 21 年 1 月 16 日の「福島県緊急経済・雇用対策本部会議」において、県の雇用対策の一環として、『「農」の緊急雇用対策事業』の実施が決定されました。

この事業は、就農希望者が農家や農業法人等において、作物の栽培や農産物加工等に関する技術や知識を習得できるよう雇用的形態により実践的な研修 (O J T 研修) を行うもので、相双地区や会津地区を中心に 95 名に対して最長 2 ヶ月間の研修を実施しました。

本事業による研修終了後も農業従事や研修を継続している方は 71 名 (6/1 現在)

となっており、円滑な就農や経営開始にむけて、国の「農の雇用事業」等を活用した研修の実施や農林事務所による就農計画作成支援等を実施しているところです。

(2) 農林水産部「就業・雇用相談窓口」の設置

平成 21 年 1 月 14 日から各農林事務所の農業振興普及部・農業普及所等に「就業・雇用相談窓口」を設置し、新規就農や農業法人等への雇用を希望する方への相談活動を行っています。

(3) 相談会・研修会の開催

平成 21 年 1 月 25 日に、県農業総合センターにおいて、県、(財)福島県農業振興公社及びびょうつくしまふくしま農業法人協会の主催により『「農」の雇用情報提供・就農相談会』を開催しました。

相談会には 39 組約 60 名が訪れ、農業法人等 9 社による雇用情報の提供や、県・市町村による就農支援策の紹介等を行いました。

また、農業総合センター農業短期大学校において、就農を希望する方が農業の基礎知識を学ぶため、2 月と 3 月に「就農案内研修会」を開催した結果、計 34 名が受講しました。

Ⅱ 農業及び農村の動向

1 平成 20 年度の農業及び農村の動向

(1) 概要

- 全国の販売農家数(平成 21 年 : 170 万戸)及び農業就業人口(平成 21 年 : 289 万 5 千人)は、年々減少しています。

本県の販売農家数(平成 17 年 : 80,597 戸)及び農業就業人口(平成 17 年 : 135,010 人)も、年々減少しています。

また、県内で新規に就農した人数は、平成 20 年 5 月 2 日から平成 21 年 5 月 1 日の 1 年間に 161 人となり、前年より 63 人増加しました。

一方、本県の認定農業者は年々増加し、平成 21 年 3 月末までに 6,647 件が認定されました。

- 農作物作付面積(平成 19 年 : 130,400ha)は、前年に比べ 600ha 減少しましたが、耕地利用率(平成 19 年 : 85.9%)は前年に比べ、0.1 ポイント増加しました。また、田に比べて畑の利用率が低くなっています。

一方、畜産では、家畜の飼養農家数は採卵鶏を除き年々減少していますが、1 戸当たりの家畜の飼養頭羽数は肉用牛、豚は前年より増加し、乳用牛、採卵鶏は減少、ブロイラーは横ばいとなっています。

- 本県の菌茸類を含む平成 19 年の農業産出額は 2,486 億円で前年を 38 億円下回りました。これは、生産量の増加等により野菜、果樹等の園芸作物で産出額が増加したものの、米の価格低下や生乳生産量の減少等により、米、畜産等の産出額が減少したことによります。

- 本県農業は、農業就業人口、農作物作付面積が年々減少し、農業産出額も長期的に減少傾向にあり、大変厳しい状況にありますが、基幹的な担い手である認定農業者数は年々増加しています。

※ 平成 18 年からの国の統計業務の見直しに伴い、データが公表されなくなったものについては、把握できる直近のデータを掲載しました。

(2) 県全体の動向

① 農業構造

ア 農家数

全国の販売農家数は170万戸(平成21年)、主業農家は34万5千戸(平成21年)で、それぞれ年々減少しています。

本県の販売農家数は、センサス年のデータしか把握できないため、平成17年のデータが直近のものとなり、80,597戸(平成17年)で、うち、主業農家は17.7%、準主業農家は30.7%、副業的農家は51.6%となっています。なお、65歳未満の農業専従者がいる主業農家は11,866戸となっています。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定農業者」については、関係機関及び県の一体的な取組みにより、年々、その数が増加し平成21年3月末で6,647件となっています。

総農家数等の推移

(単位:戸、%)

項目	平成11年(基準年)※1	平成15年※1	平成16年※1	平成17年※2	17/16
総農家数	115,480	106,710	105,240	104,423	99.2
販売農家数計	95,720 (100)	86,870 (100)	85,350 (100)	80,597 (100)	94.4
主業農家数	11,670 (12.2)	14,100 (16.2)	13,570 (15.9)	14,287 (17.7)	105.3
うち65歳未満の農業専従者がいる農家	10,190	12,110	11,980	11,866	99.0
準主業農家数	22,810 (23.8)	25,170 (29.0)	24,420 (28.6)	24,761 (30.7)	101.4
副業的農家数	61,240 (64.0)	47,600 (54.8)	47,360 (55.5)	41,549 (51.6)	87.7
経営耕地					
0.5ha未満	12,380 12.9	15,220 17.5	15,160 17.8	12,868 16.0	84.9
規模別農家数					
0.5~3.0	75,840 79.2	64,010 73.7	62,610 73.4	59,930 74.4	95.7
3.0ha以上	7,490 7.8	7,630 8.8	7,580 8.9	7,799 9.7	102.9

注 販売農家数計は、端数処理のため一致しない場合がある。

※1 農業構造動態調査の結果。農林業センサスの中間年において、毎年1月1日現在で農林業センサス時の販売農家を母集団として層化抽出による標本調査で調査したもの。

なお、国の統計業務の見直しに伴い、平成18年より都道府県ごとのデータが公表されないこととなった。

※2 2005年農林業センサスの結果。農林業センサスは、5年に1度、2月1日現在の総農家を対象として全数調査で調査したもの。

認定農業者数の推移

(単位:件、%)

項目	平成11年度(基準年)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	20/19
認定農業者数	4,001	5,613	6,141	6,398	6,647	103.9

※ 認定農業者数は各年度3月末の数値。

イ 農家人口及び農業就業人口

全国の農業就業人口は年々減少(平成21年:289万5千人)する一方、65歳以上の農業就業者が約6割を占め(平成21年:61.4%)、高齢化が進んでいます。

本県の農業就業人口も 135,010 人（平成 17 年）と平成 12 年以降減少傾向にあるなかで、65 歳以上の割合は年々増加し、全体の 60.6%を占めています。

農家人口(販売農家)の推移

(単位:人、%)

項目	平成 11 年(基準年)※1	平成 15 年※1	平成 16 年※1	平成 17 年※2	17/16
農家人口	487,670	423,150	412,450	378,211	91.7
農業就業人口	136,720	142,120	139,750	135,010	96.6
うち男性	58,620	60,330	59,320	60,979	102.8
男性の占める割合	42.9	42.5	42.4	45.2	-
うち女性	78,100	81,790	80,430	74,031	92.0
女性の占める割合	57.1	57.5	57.6	54.8	-
うち 65 歳以上	71,700	82,440	81,660	81,787	100.2
就業人口に占める 65 歳以上の割合	52.4	58.0	58.4	60.6	-

※1 農業構造動態調査の結果。農林業センサスの中間年において、毎年 1 月 1 日現在で農林業センサス時の販売農家を母集団として層化抽出による標本調査で調査したもの。

なお、国の統計業務の見直しに伴い、平成 18 年より都道府県ごとのデータが公表されないこととなった。

※2 2005 年農林業センサスの結果。農林業センサスは、5 年に 1 度、2 月 1 日現在の総農家を対象として全数調査で調査したもの。

ウ 新規就農者

平成 21 年調査の新規就農者数は、農業分野における緊急雇用対策の取組み等の影響もあり、県全体で 161 人となっており、前年と比較し 63 人と大幅に増加しました。

新規就農者の推移

(単位:人)

項目	平成 11 年(基準年)	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	21-20
新規学卒者	45	25	32	22	16	-6
U ターン就農者	59	78	78	53	100	47
新規参入者	10	13	18	23	45	22
計	114	116	128	98	161	63

※ 調査基準日は、毎年 5 月 1 日。調査対象期間は、前年 5 月 2 日から当該年 5 月 1 日までの 1 年間である。

エ 農作業の受委託

2005 年農林業センサスの結果によると農作業の受委託状況は、水稲作業を委託した経営体が 44,067 戸(総経営体の約 54%)となっています。一方、農作業を受託した経営体は 6,619 戸で、ほとんどが水稲作業を受託しています。

オ 農用地の利用集積

平成 20 年 3 月現在の農用地の利用集積面積は 55,470ha で、前年に比べて 2,452ha 増加しました。そのうち、認定農業者への利用集積面積は 35,928ha (前年比 1,986ha 増) となっています。

農用地の利用集積

(単位: ha)

項 目	平成 11 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	19-18
農用地利用集積面積	46,870	49,223	53,018	55,470	2,452
うち認定農業者への集積面積	23,145	30,936	33,942	35,928	1,986

カ 耕地面積

平成 20 年の耕地面積は、151,000ha で、前年に比べ減少しており、減少傾向が続いています。

耕地面積の推移

(単位: ha、%)

項 目	平成 11 年 (基準年)	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	20/19
田	112,000	106,900	106,400	105,900	99.5
普通畑	33,300	32,400	32,200	32,100	99.7
樹園地	8,610	7,710	7,550	7,460	98.8
牧草地	6,020	5,690	5,660	5,630	99.5
計	160,000	152,600	151,800	151,000	99.5

※ 計は端数処理のため一致しない。

キ 耕作放棄地

耕作放棄地の面積は、2005 年農林業センサスの結果 (土地持ち非農家分含む) によると 21,708ha となり、2000 年調査に比べ 1,548ha 増加しました。2000 年調査と比較した 2005 年調査の本県増加率は 7.7% で、全国平均の 12.5% を下回っています。

② 農用地の整備

平成 20 年度までのほ場整備済の面積は、田が 72,608ha で整備率 69%、畑は 16,684ha で整備率 37% となっており、田畑計の整備率は 59% となっています。

また、田の整備のうち、稲作経営の体質強化策の一環として、近年、積極的に推進している大区画ほ場 (一区画が 1ha 以上のほ場) 整備については、整備済面積が 2,703ha となっています。

農用地の整備

(単位: ha、%)

項 目	平成 11 年 (基準年)	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	20/19
整備済みの田の面積 (整備率)	69,671 (62)	72,216 (68)	72,413 (68)	72,608 (69)	100.3
※うち大区画ほ場整備面積	1,952	2,610	2,660	2,703	101.6
整備済みの畑の面積 (")	16,480 (34)	16,671 (37)	16,675 (37)	16,684 (37)	100.1
整備済みの田畑の面積 (")	86,152 (54)	88,887 (58)	89,088 (59)	89,292 (59)	100.2

※ 計は端数処理のため一致しない。

③ 農家経済

平成 19 年における、本県の販売農家 1 戸当たりの農業所得は 1,279 千円で、前年を 2.9% 下回りました。

農外所得と年金・被贈等の収入を加えた農家総所得は 4,343 千円となり、前年を 2.0% 上回りました。

また、65 歳未満の農業専従者のいる主業農家でみると、平成 19 年の農業所得は 3,961 千円、農家総所得 5,809 千円と前年より減少しました。

農家所得 (単位:千円、%)

		平成 11 年	平成 18 年	平成 19 年	19/18
販売農家 1 戸あたり平均	農業所得	1,081	1,317	1,279	97.1
	農外所得	5,245	1,541	1,511	98.1
	年金・被贈等	1,998	1,382	1,523	110.2
	農家総所得	8,324	4,259	4,343	102.0
	農業依存度	17.1	45.8	45.4	-
65 歳未満の農業専従者がいる主業農家	農業所得	4,767	4,139	3,961	95.7
	農外所得	1,091	678	840	123.9
	年金・被贈等	1,609	1,030	1,013	98.3
	農家総所得	7,557	5,921	5,809	98.1
	農業依存度	81.4	84.6	82.6	-

※ データの引用先である国の農業経営統計調査において、平成 16 年度実績から農業従事 60 日未満の世帯員の農外所得及び年金・被贈等を含まない取扱いとしている。

④ 農業生産

ア 農作物作付面積

平成 19 年の農作物の作付面積についても、前年に引き続き減少しています。

主要農作物の作付面積の推移 (単位:ha、%)

作物	平成 11 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	20/19
水稲	82,300	82,600	82,600	81,300	98.4
小麦	95	411	491	482	98.0
大豆	3,640	3,520	3,310	3,310	100.0
そば	3,490	2,970	2,990	3,300	110.0
野菜	16,333	15,097	14,898	-	-
果樹	8,370	7,690	7,650	-	-
花き	792	741	736	-	-
工芸農作物	2,280	1,560	1,480	-	-
農作物作付面積合計	139,000	131,000	130,400	-	-
うち 田	97,900	94,200	94,000	-	-
うち 畑	41,100	36,800	36,400	-	-

※数値の出展は「福島農林水産統計」

※「花き」のみ福島県調べ

※「野菜」は、いも類を含む。

イ 耕地利用率

耕地利用率は低下傾向にあるものの、平成19年は、平成18年に比べて0.1ポイント増の85.9%となりました。

耕地利用率の推移

(単位：%)

項目	平成11年	平成17年	平成18年	平成19年	19-18
田	87.4	88.3	88.1	88.3	+0.2pt
畑	85.6	81.2	80.3	80.0	-0.3pt
計	86.9	86.1	85.8	85.9	+0.1pt

※1：耕地利用率(%) = 作付(栽培)延べ面積 ÷ 耕地面積 × 100

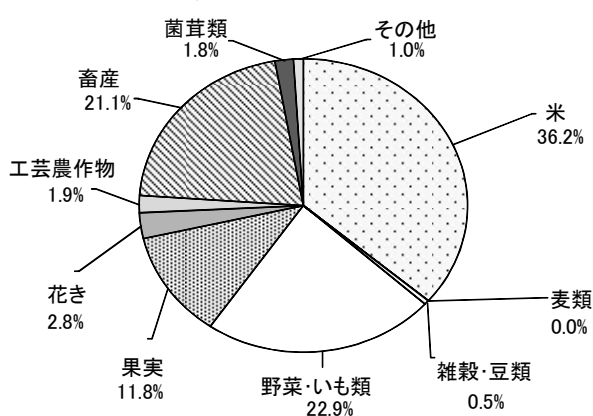
※2：農地かい廃や田畑転換によって耕地面積に変動があるため、農作物の作付(栽培)延べ面積の増減と耕地利用率の動向は一致しない場合がある。

ウ 農業産出額

平成19年の本県の菌茸類を含む農業産出額は、2,486億円となりました。

平成19年より統計の算定方法に変更があったため、平成18年度の農業産出額を同様の方法で算定すると、2,524億円となり、平成19年度は38億円の減少となりました。これは、前年に比べ、生産量の増加等により野菜、果実等の園芸作物の産出額が増加したものの、米の価格低下や生乳生産量の減少等により米、畜産の産出額が減少したことによるものです。

平成19年農業産出額の作目別割合



農業産出額の推移

(単位：億円、%)

項目	平成11年		平成17年		平成18年		平成19年		19/18
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
米	1,188	41.5	1,012	39.8	975	38.3	901	36.2	92.4
麦類	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0.0
雑穀・豆類	21	0.7	16	0.6	15	0.6	12	0.5	80.0
野菜・いも類	560	19.6	518	20.4	546	21.5	569	22.9	104.2
果実	311	10.9	267	10.5	284	11.2	293	11.8	103.2
花き	81	2.8	74	2.9	66	2.6	70	2.8	106.1
工芸農作物	84	2.9	56	2.2	51	2.0	47	1.9	92.2
畜産	527	18.4	529	20.8	537	21.1	525	21.1	97.8
菌茸類	61	2.1	43	1.7	45	1.8	45	1.8	100.0
その他	30	1.0	27	1.1	25	1.0	24	1.0	96.0
計	2,864	100.0	2,543 (2,479)	100.0	2,545 (2,524)	100.0	2,486	100.0	98.5

- ※1 計は、端数処理のため一致しない場合がある。「その他」には、養蚕、種苗及び加工農産物が含まれる。
- ※2 平成19年より、算定方法が変更され、①県内市町村間で取引された中間生産物、②水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の導入により、麦・大豆等の該当作物の産出額に含まれていた交付金の一部が産出額に計上されない取扱いとなったことから、過去の数値と単純に比較することはできない。
- ※3 平成17・18年の（ ）書きは、平成19年に変更された算出方法をあてはめた場合の産出額。

⑤ 農畜産物の生産動向

ア 稲

平成20年産の水稲の作付面積は、県全体で81,300haで、品種別作付面積の割合はコシヒカリが62.6%、ひとめぼれが24.8%と、この2品種で全体の9割近くを占めており、米価の低迷等を背景に販売単価の高い銘柄品種に作付けが集中しています。

項 目	平成18年産	平成19年産	平成20年産	20/19(%)
水稲の作付面積 (ha)	82,600	82,600	81,300	98.4
収穫量 (t)	433,700	445,200	438,200	98.4
10a当たり収量 (kg/10a)	525	539	539	100

品種別作付面積の割合 (%)	平成18年産	平成19年産	平成20年産
コシヒカリ	61.9	60.9	62.6
ひとめぼれ	25.4	25.9	24.8

作況指数については、全もみ数が平年並みで登熟も比較的順調であったことなどから、平年並みでした。

作況指数	平成18年産	平成19年産	平成20年産
県全体	98	100	100
中通り	98	101	100
浜通り	96	99	97
会津	98	100	103

稲作農家のうち、5ha以上（作業受託面積を含む）を経営する農家数は、1,578戸と増加しました。

項 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	20/19(%)
大規模稲作農家数 (戸)	1,429	1,469	1,578	107.4

イ 麦類(小麦)・豆類(大豆)・そば

麦類（小麦）については、作付面積は前年よりやや減少しましたが、収穫量は増加しました。

項 目	平成18年産	平成19年産	平成20年産	20/19(%)
小麦の作付面積 (ha)	411	491	482	98
収穫量 (t)	851	889	989	111

大豆は、作付面積は前年並みでしたが、販売を目的として生産している大豆団地（1ha以上）は、147団地、1,268haと拡大しました。また、10a当たり収量は、前年を上回る147kg、収穫量は4,860tとなりました。流通量（検査数量）

は、団地化面積の増加及び単収の向上により、1,801t となり前年より大幅に増加しました。

項 目	平成 18 年産	平成 19 年産	平成 20 年産	20/19(%)
大豆の作付面積 (ha)	3,520	3,310	3,310	100
大豆団地 (1ha 以上) 数	131	137	147	107
大豆団地 (1ha 以上) 面積	945	1,075	1,268	118
10a 当たり収量 (kg/10a)	104	129	147	114
収穫量 (t)	3,660	4,270	4,860	114
流通量 (検査数量) (t)	943	1,314	1,801	137

そばは、会津地方を中心に栽培されており、作付面積は北海道、山形県に次ぐ全国第3位となっています。作付面積・収穫量とも前年より増加しました。

項 目	平成 18 年産	平成 19 年産	平成 20 年産	20/19(%)
そばの作付面積 (ha)	2,970	2,990	3,300	110
収穫量 (t)	1,900	1,560	1,910	122

ウ 野菜

本県の主力品目であるきゅうり、トマトの作付面積はほぼ横ばいとなっています。

主な作型である夏秋栽培について、定植後の低温により一時生育が停滞していましたが、6月以降天候が回復したことにより、7月中下旬に出荷が集中しました。8月以降はその反動で生育量が減少するなど不安定な生育となりました。

項 目	平成 18 年産	平成 19 年産	平成 20 年産	20/19(%)
きゅうり 作付面積 (ha)	922	920	898	97.6
きゅうり 収穫量 (t)	52,300	53,600	53,500	99.8
トマト 作付面積 (ha)	522	517	506	97.9
トマト 収穫量 (t)	30,500	32,300	33,200	102.8

このほか、「再生戦略」に基づき推進している園芸産地育成プログラムの成果としてアスパラガスやブロッコリーの生産、出荷が伸びています。

アスパラガスについては、会津地方4JAで、アスパラガスを経営の柱とする生産者の育成やグリーン・ホワイト・パープルの3色アスパラガスのセット販売などにより、特徴的な産地づくりに取り組んでいます。

ブロッコリーについては、半自動移植機の導入等により省力化が進められています。

項 目	平成 17 年産	平成 19 年産	平成 20 年産	20/19(%)
アスパラガス 作付面積 (ha)	338	374	374	100.0
ブロッコリー 作付面積 (ha)	227	338	358	106.0

(福島県調べ)

エ 果樹

樹種別では、ももの栽培面積は1,790haで全国第2位を維持しており、収穫量は、平成19年度に発生した「モモせん孔細菌病」の対策の徹底により、114.4%

と増加しました。栽培品種については、中生の「あかつき」や晩生の「川中島白桃」、「ゆうぞら」などが主となっています。

りんごについては、栽培面積は減少傾向にありますが、収穫量は前年比 107.7%と増加しました。また、栽培品種は「ふじ」が大半を占めていますが、着色が早く、早期収穫が可能な「優良着色系ふじ」への改植が進んでいます。

日本なしについては、栽培面積は減少傾向にありますが、収穫量は前年比 112.3%と増加しました。県オリジナル品種「涼豊」は、いわき地方を中心に導入が進んでいます。

ぶどうについては、栽培面積・収穫量ともに横ばいとなっています。県のオリジナル品種「あづましずく」は、栽培面積が前年比 111.2%の 23.8ha と県北・県中地方を中心に産地化が図られ、また、県中地方でも新たな産地化の動きが見られます。

項 目	平成 18 年産	平成 19 年産	平成 20 年産	20/19 (%)	
もも	栽培面積 (ha)	1,760	1,800	1,790	99.4
	収穫量 (t)	29,800	27,800	31,800	114.4
りんご	栽培面積 (ha)	1,570	1,540	1,510	98.1
	収穫量 (t)	32,400	35,100	37,800	107.7
日本なし	栽培面積 (ha)	1,210	1,180	1,170	99.2
	収穫量 (t)	22,300	22,700	25,500	112.3
ぶどう	栽培面積 (ha)	295	295	292	99.0
	収穫量 (t)	3,020	3,340	3,210	96.1

オ 花き

花きの作付面積は、近年、減少傾向が続いています。

きく、宿根かすみそう、りんどうなどの切花類は、作付面積が減少傾向となっていますが、シクラメンやプリムラ等の鉢物類は、作付面積は横ばい傾向となっています。

カ 工芸農作物及び養蚕

葉たばこ、こんにゃくいもなどの工芸農作物については、中山間地域の主要作物として栽培されていますが、葉たばこの作付面積は前年に比べ減少しました。

養蚕は、生産者の高齢化等により年々減少しており、平成 20 年産の収穫量は 51 t となりました。

項 目	平成 18 年産	平成 19 年産	平成 20 年産	20/19 (%)
葉たばこの作付面積 (ha)	1,304	1,224	1,144	93.5
こんにゃくの作付面積 (ha)	33	27	30	111.1
集繭量 (t)	65	57	51	89.5

キ 畜産

乳用牛については、計画生産の影響から、平成 20 年度（平成 21 年 2 月 1 日現在、以下同じ）の飼養戸数は 590 戸、飼養頭数は 17,900 頭と減少傾向にあります。また、1 戸当たりの飼養頭数も 30.3 頭に減少しました。

肉用牛については、平成 20 年度の飼養戸数が 4,480 戸と減少傾向にあるものの、飼養頭数は 83,700 頭と増加しました。また、1 戸当たりの飼養頭数も 18.7 頭で年々増加しています。

豚については、平成 20 年度の飼養戸数は 136 戸、飼養頭数は 200,400 頭となっており、1 戸当たりの飼養頭数は 1,473.5 頭と年々増加しています。

ブロイラーについては、平成 20 年度の飼養戸数は 45 戸、飼養羽数は 1,109 千羽に減少しましたが、1 戸当たりの飼養羽数は 24.6 千羽とほぼ横ばいでした。

採卵鶏については、平成 20 年度の飼養戸数は 64 戸と変わらなかったものの、飼養羽数は 5,698 千羽、1 戸当たりの成鶏めす羽数は 65.1 千羽と減少しました。

項 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	20/19
乳用牛 飼養戸数（戸）	679	641	590	92.0
飼養頭数（頭）	20,700	19,500	17,900	91.8
1 戸当たり飼養頭数（頭）	30.5	30.4	30.3	99.7
肉用牛 飼養戸数（戸）	4,830	4,730	4,480	94.7
飼養頭数（頭）	83,600	83,400	83,700	100.4
1 戸当たり飼養頭数（頭）	17.3	17.6	18.7	106.3
豚 飼養戸数（戸）	153	145	136	93.8
飼養頭数（頭）	206,200	200,400	200,400	100.0
1 戸当たり飼養頭数（頭）	1,347.7	1,382.1	1,473.5	106.6
ブロイラー 飼養戸数（戸）	50	47	45	95.7
飼養羽数（千羽）	1,271	1,157	1,109	95.9
1 戸当たり飼養羽数（千羽）	25.4	24.6	24.6	100.0
採卵鶏 飼養戸数（戸）	63	64	64	100.0
飼養羽数（千羽）	5,788	5,779	5,698	98.6
1 戸当たり飼養羽数（千羽）	67.0	65.3	65.1	99.7

「畜産統計」、「食鳥流通統計」（2 月 1 日現在）

ク 菌茸類

平成 20 年の栽培きのこ類の総生産量は、5,459t（前年比 95.4%）と前年に比べ減少しています。

全体の 52%を占める生しいたけの生産量は 2,864t（前年比 100.6%）となっており、うち菌床栽培が 75%を占め主流となっています。

また、なめこの生産量は 1,893t（前年比 88.1%）となりました。

(3) 地方の動向

① 県北地方

『目指せ、21世紀をにやう果樹を主体とした都市近郊型園芸複合産地』の実現に向け、「水田農業改革の実践」、「『ふくしま食・農再生戦略』の着実な推進」、「消費者に信頼される農林業の確立」、「農林業の経営体の強化」、「環境と共生する農林業の推進」、「地域の特色を生かした農山村の活性化」、「安全で快適な県土の形成と豊かな森林づくりの推進」の7つの主要施策を重点に実施しました。

水田農業改革の着実な推進については、福島・伊達地域のJAに稲WCSの専用収穫機が導入され、耕畜連携の体制が整ったことから、水稻直播栽培を中心としたWCS用稲の面積が85haまで拡大しました。

消費者に信頼される農林業の確立については、「県北地方地産地消・米粉フェア2009」を開催するなど、消費者と農業者の絆づくりに努めました。

農林業の経営体の強化については、各地域集落営農推進協議会の取組みにより、平成20年度は管内で6つの農用地利用改善団体が設立されました。

環境と共生する農林業の推進については、農地・水・環境保全向上対策に取り組む組織等が中心となり、エコファーマー認定者数が1,127人に増加しました。

地域の特色を生かした農山村の活性化については、川俣シャモの雛生産施設の生産体制が整ったことから、「高品質肉用鶏」としての川俣シャモの出荷羽数が、前年度に比べ増加し約6万3千羽となりました。

また、伊達市月舘町、霊山町を中心とした「花わさび」は、「耕せふくしま！遊休農地再生事業」等の補助事業を活用し、生産が拡大しています。

～ 水稻直播を中心とした稲WCSの生産拡大 ～

伊達市保原町では、平成18年度に水稻生産組合を設立し、直播栽培による低コスト稲作に取り組んできました。

さらに平成20年度からは、地域水田農業活性化緊急対策を活用するとともに、県単事業による水稻直播機（点播機）、国庫リース事業による稲WCS専用収穫機の導入等をきっかけとして、直播栽培による稲WCSの生産に取り組みました。

これらの活動の結果、伊達市では生産調整の目標を達成するとともに、水田経営所得安定対策の加入者も増加しました。



② 県中地方

『高速交通体系を活用した農林業の振興と生き生きとした阿武隈の里づくり』の実現に向け、「園芸作物の振興」、「担い手の育成」、「環境保全型農業の推進」等に取り組みました。

園芸作物の振興については、県中地方の最重点品目である夏秋きゅうりの振興に向け、防虫ネット被覆栽培の導入支援、ホモプシス根腐病対策など、関係機関・団体が一体となって実施しました。また、県オリジナル品種のぶどう「あづましずく」の技術支援を行った結果、JAにぶどうの専門部会が設立され、生産者は対前年比7倍の28人、栽培面積は対前年比約4倍の375aとなりました。

担い手の育成については、関係機関が連携して認定農業者の育成・確保を図るとともに、JAの無料職業紹介所の設立・運営を支援しました。

環境保全型農業の推進については、エコファーマーの認定促進に積極的に取り組み、平成20年度末の認定者数は、前年比372人増の2,615人となりました。

～ 米粉製品普及推進の取組み ～

米の消費拡大や地域の活性化を目的に、米を素材とする商品の開発及びPRを食品関連業者等と連携して推進しました。

米粉製品の試作を食品製造業者に委託し、その試食・検討会を平成20年9月19日に実施しました。そして、平成20年9月27日、28日には、ヨークベニマル八山田店において「うつくしま米粉フェア」を開催し、農林事務所の委託により製品化を行った2社を含む10社の出店のもと、パン、カステラ、クッキー、ラーメンなど約30品目を販売しました。会場は大勢の来場者で賑わい、米粉製品の販売拡大を望む多くの声が寄せられました。



さらに、生産者と食品関連業者の出会いの場を設けるため、平成21年2月19日に「米粉 FOOD&AGRI ニーズマッチ会」を開催しました。当日は約200人が参加し、活発な意見が交わされ、他県産米粉を使用していた食品製造業者が県中地方産米粉に切り替える動きもみられました。

今後は、管内各市町村で学校給食に米粉製品を導入することとなっており、引き続き米粉製品の開発及びPR、県中地方産米粉を利用した流通ネットワークの確立を支援し、米の消費拡大を図っていきます。

③ 県南地方

「21世紀をリードする力強い農業・豊かな農村 in “しらかわ”」を目指し、「水田農業改革の推進」、「園芸産地の育成・強化」、「環境と共生する農業の推進」等に取り組みました。

水田農業改革の推進については、集落営農に取り組む地域を中心に水稲直播の栽培検討会の開催や技術支援に取り組んだ結果、直播栽培面積は前年比1割増の154haとなりました。また、収穫機械等の整備促進により、稲WCS等の飼料用イネの作付面積は92haまで拡大しました。

園芸産地の育成・強化については、既存産地再生や新産地育成に向け、生産安定に必要な技術支援や、県オリジナル品種の導入を図りました。特にブロッコリーやイチゴについては移植機や栽培施設等の導入により、省力かつ安定した産地として強化が図られました。

環境と共生する農業の推進については、推進協議会等の体制整備、技術確立実証展示場の設置や研修会等の開催に取り組みました。特にエコファーマーについては、園芸作物を中心にJA生産部会単位での認定が増加し、平成20年度末の認定件数は前年比約4割増の1,098名となるなど、農業者の意識が高まっています。

～ JAによる出資型法人「(株)JAファームサポート」の設立 ～

地域の農業を取り巻く環境は、新規就農者の減少や農業者の高齢化による担い手不足、農業産出額の減少、耕作放棄地の増加など厳しい状況にあります。

このような情勢の中、JA東西しらかわでは、平成21年3月に、JA出資型農業法人「(株)JAファームサポート」を設立しました。本法人は、耕作放棄地を含む農用地の利活用と流動化の促進と担い手に対する経営支援等を目的に、耕起等の農作業や水稲苗の受託生産のほか、加工トマト、加工さといもの生産も行っていくこととしています。

平成21年度の具体的取組みとしては、白河市表郷金山地区で、耕作放棄地解消を目的に、マコモタケの栽培を行います。

農林事務所では、地域農業の振興、担い手育成等の観点から、関係機関と連携しながら、本法人に対して、栽培技術の指導はもとより、耕作放棄地の解消対策、法人の運営・経営管理などの面から支援を行っています。



④ 会津地方

『美しい自然と豊かな資源を生かした「新しい世紀の会津農業」』を目指し、「水田農業の確立と園芸作物の振興」、「農業と観光の連携強化」、「環境に配慮した循環型農業と安全・安心な農産物供給」等に取り組みました。

水田農業の確立と園芸作物の振興については、「会津エコ米」など環境にやさしい米づくりを推進した結果、有機栽培米は76ha、特別栽培米は1,713ha、エコファーマーによる栽培は9,385haとなり、全体で11,174haと昨年(10,471ha)より増加しました。また、土地利用型作物では大豆の団地面積が拡大し、アスパラガスでは、ブランド化の一環として農業者と農協、食品加工業者との連携により、スープなどPR商品の開発が進められました。

農業と観光の連携強化については、「子ども農山漁村交流プロジェクト」が始動し、喜多方市が受入モデル地区に指定されたほか、会津若松市、猪苗代町、金山町・昭和村地区、北塩原村に受入協議会や研究会が発足しました。

環境に配慮した循環型農業と安全・安心な農産物供給については、米並びに園芸作物で環境にやさしい農業を推進した結果、農業者の環境に対する意識が高まり、エコファーマーが平成20年度に新たに518件が認定され、管内の認定総数は6,693件(認定農業者数5,918名)となり、昨年度に引き続き県内第1位となっています。

～ 「ボナペティ DE あいづ」(料理教室)を開催! ～

会津若松市との共催で地産地消推進事業「ボナペティ DE あいづ」(料理教室)を開催しました。

近年の食生活の乱れや食料自給率の低下、不正表示など食をめぐる様々な問題により、食の安全・安心に対する一般消費者の方の関心や意識が高まっていることから、地元の旬の農産物を使用した料理教室を通して、地域食文化の伝承と地域農産物の活用を促進し、各家庭において健全な食生活を実践することを目的に、うつくしま農林水産物地産地消推進事業の一環として行ったものです。

旬の食材や季節感を重視して、年間4回開催し、参加者からは、「とても勉強になった」、「これなら家に帰ってすぐ作れる」等の意見が多く出され、食に関する知識を学ぶ喜び、参加する楽しさを味わっていただけただけでなく、地域食材をPRするうえで、大変有意義な機会となりました。



⑤ 南会津地方

『豊かな自然を生かした園芸産地とやすらぎの里づくり』を目指し、「水田農業改革の推進」、「担い手の育成」、「地産地消による地域農産物の消費拡大」等を中心に施策を展開しました。

園芸産地の育成については、商標登録されブランド力が確立している「南郷トマト」、「三色アスパラガス」、りんどうほか花きの生産及び販売を重点として振興に努めました。特に南郷トマトについては、選果場にトレーサビリティシステムを導入するなど、品質と安全に配慮した取組みを推進しました。

水田農業改革の推進については、「環境にやさしい米づくりの推進」及び「持続性の高い農業生産方式の導入」を推進した結果、エコファーマーは前年比 12 件増の 604 名、エコファーマーによる栽培面積は、同 15ha 増の 511ha に拡大しました。

担い手の育成については、管内各町村において関係機関と連携し、集落営農を推進した結果、平成 20 年度には南会津町木伏、下郷町水門の 2 集落において新たに農用地利用改善団体が設立され、合計 25 集落となりました。

また、都市との交流などの今までの活動実績が評価され「子ども農山漁村交流プロジェクト」における初年度の受入体制整備型モデル地域として、南会津町が全国 51 地域の一つに選定されました。南会津町、只見町には受入協議会が設立され、今後、豊かな自然環境や温かい人柄を活かしたグリーン・ツーリズムによる都市との交流拡大が期待されます。

～ 首都圏スーパーマーケットへの直売 ～

会津みなみ農業協同組合では、「産直事業」として、平成 15 年から会津青果株式会社を通じ、埼玉県を中心として店舗展開を進めている株式会社ヤオコーを始め、スーパーマーケットへ地元農産物を出荷しています。

平成 15 年度の販売額は、約 8 百万円でしたが、年々増加し、平成 20 年度は、1 億 2 千万円を超えるまでに急成長しました。また、出荷農家も 56 名から 288 名となり、出荷者 1 人あたりの販売額も 14 万 3 千円から 42 万 2 千円へと増加するなど、着実な成果を上げています。

当地方は南郷トマトを始めアスパラガスなど、経営の基幹となる園芸品目の産地化が進んでいます。これに加え、産直事業は生産から販売までの新たなルートセールスを構築するとともに、高齢者も技術と経験が生かせる「少量・多品目」の産地づくりとして、今後さらに拡大していくことが期待されます。



⑥ 相双地方

「温暖な気候を生かした21世紀の多彩な農業の確立」を目指し、「循環型農業の推進」、「地域特性を生かした農業振興」等を中心に施策を展開しました。

循環型農業の推進については、JA等と連携して持続性の高い農業生産方式による栽培技術の定着化やエコファーマーを起点とした組織的な誘導等を行った結果、平成20年度末のエコファーマーの認定者数が5,316人となったほか、相馬地方を中心に水稲特別栽培の栽培面積が2,693haとなり、前年に比べ1,297haの大幅増加となりました。

地域特性を生かした農業振興については、ほ場整備事業実施地区を中心に、収益性の高い水田農業経営と集落営農を一体的に推進した結果、45地区532haで大豆の生産が行われるなど、県内でも有数の大豆団地が形成されました。

また、温暖な気候特性を生かした魅力ある園芸産地づくりを進める、「ふくしまグリーンベルト形成プロジェクト」を積極的に推進した結果、生産流通施設の計画的な整備や法人等による大規模作付けなどにより、ブロッコリーやキャベツ、アスパラガス等を中心に園芸産地の拡大が図られました。

～ ほ場整備事業を契機とした大豆団地の拡大 ～

相双地方では、ほ場整備事業の実施に伴う担い手への農用地集積の手段として、集落営農組織が多数設立され、大豆団地の面積が平成20年度には約530haとなり、県内でも有数の産地を形成しています。

しかし、ほ場整備実施地区は、海岸沿いの低標高地域に集中しており、地下水位が高いため、湿害による減収、低品質という課題を抱えています。

このようなことから、①ブロックローテーションの導入やほ場の団地化、②明渠など、ほ場の排水性向上、③浅耕小畦立て同時播種の導入、④乾燥調製施設の整備等に取り組んだ結果、以前に比べ大豆の品質が飛躍的に向上しました。

また、GAPの導入を検討するなど、「安全・安心」に対する取り組みも行われています。

さらに、ほ場整備予定地区では、関係機関が一体となった大豆転作組織設立の誘導がなされ、一部の組織では法人化も行われるなど、今後も大豆の生産拡大が期待されています。



⑦ いわき地方

『サンシャインいわき・山嶺（みね）から洋（うみ）につながる農業』をキャッチフレーズに、水田農業改革や園芸特産物の産地形成等を中心に施策を展開しました。

水田農業改革については、収益性の高い農業経営と活力ある生産構造の確立を目指して、多様な米づくりを推進した結果、環境と共生する米づくりの取組みが進み、直播栽培については、団地面積が拡大されました。

大豆・飼料作物等の生産振興では、大豆の団地化による作付けが拡大され、新規団地も形成されました。

農地の効率的利用については、担い手への農地利用集積に対する支援として、担い手農地集積高度化促進事業等を実施し、農地利用集積面積は、1,696ha となっています。

園芸作物については、いわき地方の温暖な気候を生かしたグリーンベルト形成のため産地戦略を策定し、プロジェクトチーム等推進体制を整備し生産振興に努めました。

さらに、環境と共生する農業の推進では、エコファーマーを新規に 12 件認定し合計 466 件となりました。

また、集落営農や担い手の育成については、JAいわき市担い手・集落営農支援センター等の関係機関と連携を密にして、総合的な施策の展開を図りました。

～ ブロッコリーの産地形成に向けて 集落営農組織での取り組み ～

グリーンベルト形成プロジェクトの最重点品目であるブロッコリーが新たに集落営農組織で導入されました。

水稻・大豆の収穫作業が終了した後にブロッコリーの収穫が開始できる作型での導入で、10月～1月に収穫が行われました。

このうち、三和町合戸地区においては、アスパラガスとの組み合わせにより、10a導入され、担い手を中心に女性の労力を活かした栽培が行われました。出荷販売は省力化を目的としたコンテナ出荷（JA）と、地域に新しく開設された直売所での販売の2本立てで行われました。品質の良いブロッコリーが収穫されたことから、直売所での評判も良好で、水田転作での導入について自信を持たれたようです。

集落営農組織において、ブロッコリーが導入されたことにより、水稻、大豆と園芸作物、この3本の柱で、より一層安定した経営を確立することが期待されます。



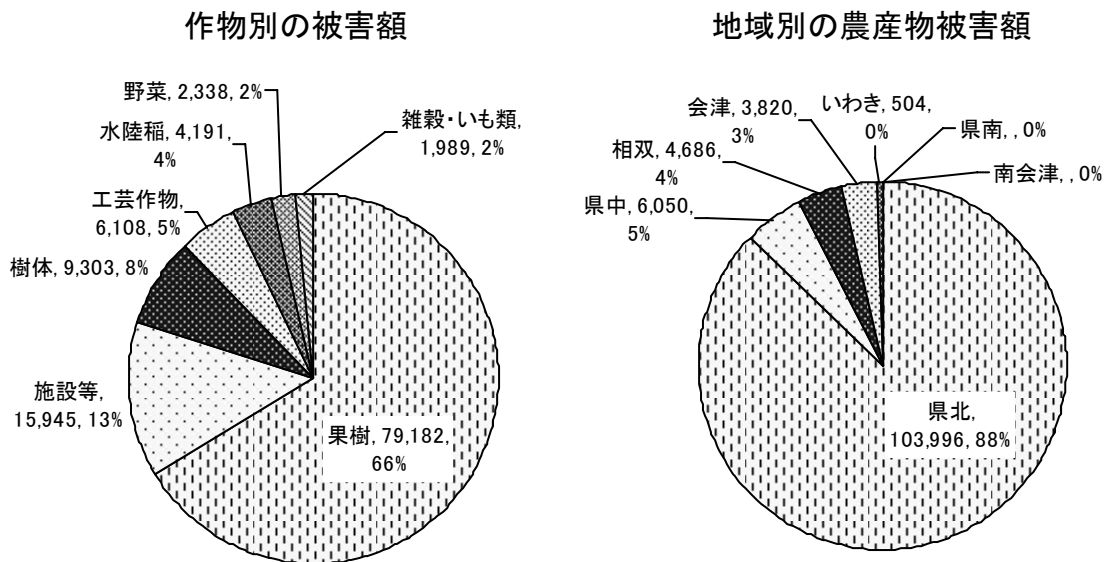
(4) 農作物等の気象災害

平成20年度は、風害、水害、ひょう害、湿害、雪害が計14件発生したものの、8年ぶりに凍霜害の発生がなく、県内の農作物等被害額は約1億2千万円となりました。大規模な被害が無かったため、補助事業の発動はありませんでした。

地域別には、湿害や雪害により果実及び樹体に被害を受けた県北地方が、約1億円で全体の87.4%を占めました。一方で、県南、南会津地方では被害はありませんでした。

また、作物別被害額では、降ひょうや降雪による果樹被害が約7千9百万円で全体の66.5%を占め、次いで施設等が約1千6百万円、13.4%となりましたが、飼料作物、桑、花き、家畜には被害はありませんでした。

○平成20年度農作物等被害額 [総額約1億2千万円]



(単位：千円)

※端数処理の関係で被害総額と内訳の合計は一致しません

2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進捗状況

(「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値)

「うつくしま農業・農村振興プラン21」に掲げた、県全体及び地方における主要指標の進捗状況は、以下のとおりです。

(1) 県全体の進捗状況

① 農家数

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成17年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
総農家数	戸	115,480	104,300	104,423	90.4	100.1
販売農家	戸	95,720	82,300	80,597	84.2	97.9
主業農家	戸	11,670	10,200	14,287	122.4	140.1
うち65歳未満専従農家	戸	10,190	10,000	11,866	116.4	118.7
準主業農家	戸	22,810	18,000	24,761	108.6	137.6
副業的農家	戸	61,240	54,100	41,549	67.8	76.8

② 農業就業人口（販売農家）

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成17年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業就業人口	人	136,720	103,000	135,010	98.7	131.1
うち男性	人	58,620	43,600	60,979	104.0	139.9
うち女性	人	78,100	59,400	74,031	94.8	124.6
うち65歳以上男女計	人	71,700	54,900	81,787	114.1	149.0

③ 耕地面積

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成20年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
耕地面積	ha	160,000	154,700	151,000	94.4	97.6
うち田	ha	112,000	109,800	105,900	94.6	96.4
うち畑	ha	48,000	44,900	45,100	94.0	100.4

※ 端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

④ 農業産出額

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成19年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
米	億円	1,188	1,242	901	75.8	72.5
麦類	億円	1	7	0	0.0	0.0
豆類	億円	13	57	8	61.5	14.0
穀類	億円	8	21	4	50.0	19.0
園芸作物	億円	952	1,353	932	97.9	68.9
うち 野菜	億円	560	840	569	101.6	67.7
うち 果実	億円	311	391	293	94.2	74.9
うち 花き	億円	81	122	70	86.4	57.4
工芸農作物	億円	84	104	47	56.0	45.2
畜産	億円	527	705	525	99.6	74.5
うち 乳用牛	億円	124	146	105	84.7	71.9
うち 肉用牛	億円	120	180	150	125.0	83.3
うち 豚	億円	108	162	108	100.0	66.7
うち 鶏	億円	174	215	158	90.8	73.5
うち その他 畜産物	億円	1	2	4	400.0	200.0
菌茸類	億円	61	80	45	73.8	56.3
その他	億円	30	34	24	80.0	70.6
合 計	億円	2,864	3,600	2,486	86.8	69.1

※ 端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

「野菜」には、いも類を含み、「その他」は、養蚕、種苗及び加工農産物である。

⑤ 生産農業所得（菌茸類を含む）

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成19年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
生産農業所得	百万円	115,700	155,500	101,659	87.9	65.4
生産農業所得率	%	40.4	43.2	40.9	—	—

⑥ 農家経済（65歳未満の農業専従者のいる主業農家を対象とした農家経済）

項 目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目 標 (平成22年) [B]	現況値 (平成19年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業所得	千円	4,600	8,300	3,961	86.1	47.7
農家所得	千円	6,000	8,800	4,796	79.9	54.5
農業依存度	%	76.7	94.3	82.6	—	—
農家総所得	千円	7,900	10,700	5,809	73.5	54.3

※ 「基準値」は、平成7年から平成10年の推定値の平均

(2) 地方の進捗状況

① 県北地方

指 標			基 準 値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 (平成 20 年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積	きゅうり	ha	369	394	⑩340	92.1	86.3
	ピーマン	ha	32	47	⑩28	87.5	59.6
	いちご	ha	69	84	⑩63	91.3	75.0
栽培面積	もも	ha	1,720	1,790	⑩1,644	96.1	91.8
肉用牛飼養頭数	頭	11,400	12,300	⑩10,760	94.4	87.5	
高品質肉用鶏飼養羽数	羽	8,900	27,000	22,428	252.0	83.1	
なめこ生産量	t	363	450	518	142.7	115.1	
果樹用施設面積	ha	66	185	107	162.1	57.8	
大豆用乾燥・調整施設	カ所	0	3	2	—	66.7	
農産物加工施設	カ所	9	21	33	366.7	157.1	
農産物直売施設	カ所	31	46	44	141.9	95.7	

② 県中地方

指 標			基 準 値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 (平成 20 年) [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積	きゅうり	ha	332	368	⑩313	94.3	85.1	
	トマト	ha	162	266	⑩122	75.3	45.9	
	さやいんげん	ha	304	345	⑩266	87.5	77.1	
	さやえんどう	ha	118	121	⑩92	78.0	76.0	
	ピーマン	ha	39	46	⑩41	105.1	89.1	
	なす	ha	118	149	⑩100	84.7	67.1	
	ねぎ	ha	225	366	⑩197	87.6	53.8	
	にら	ha	73	77	⑩63	86.3	81.8	
	だいこん	ha	376	427	⑩254	67.6	59.5	
	花き	ha	126	163	⑩97	77.0	59.5	
	葉たばこ	ha	1,170	1,188	⑩941	80.4	79.2	
	栽培面積	もも	ha	55	90	⑩52	94.5	57.8
	生しいたけ生産量	t	850	1,200	650	76.5	54.2	
肉用牛飼養頭数	頭	36,880	37,750	⑩34,540	93.7	91.5		
野菜用施設面積	ha	187	372	⑩190	101.6	51.1		
農産物直売施設	カ所	17	32	44	258.8	137.5		

③ 県南地方

指 標			基 準 値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 (平成 20 年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積	そば	ha	60	600	⑩103	171.7	17.2
	トマト	ha	122	190	⑩124	101.6	65.3
	きゅうり	ha	103	119	⑩80	77.7	67.2
	いちご	ha	7	17	⑩11	157.1	64.7
	ブロッコリー	ha	119	164	⑩191	160.5	116.5
	しゅんぎく	ha	(10年) 15	30	⑩32	213.3	106.7
	レタス	ha	55	64	⑩75	136.4	117.2
	未成熟とうもろこし	ha	245	280	⑩158	64.5	56.4
栽培面積	かき	ha	76	100	⑩88	115.8	88.0
肉用牛飼養頭数	頭	11,920	13,100	⑩10,810	90.7	82.5	
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	2	3	—	150.0	
農産物直売施設	カ所	10	19	36	360.0	189.5	
農産物加工施設	カ所	3	8	17	566.7	212.5	
農業集落排水処理施設整備済人口	人	28,853	47,904	⑩38,477	134.1	80.3	

④ 会津地方

指 標			基 準 値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 (平成 20 年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積	そば	ha	2,664	3,750	⑩1,976	74.2	52.7
	トマト	ha	148	220	⑩96	64.9	43.6
	アスパラガス	ha	311	384	⑩337	108.4	87.8
	ねぎ	ha	116	187	⑩109	94.0	58.3
	花き	ha	158	205	⑩137	86.7	66.8
果樹用施設面積	ha	900	1,000	⑩790	87.8	79.0	
肉用牛飼養頭数	頭	5,430	7,900	⑩3,590	66.1	45.4	
なめこ生産量	t	506	700	130	25.7	18.6	
エコファーマー	人	0	587	⑩5,484	—	934.2	
農産物直売施設	カ所	27	44	60	222.2	136.4	
都市・農村交流施設	カ所	4	18	⑩15	375.0	83.3	

⑤ 南会津地方

指 標			基 準 値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 (平成 20 年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積	大豆	ha	128	347	①9128	100.0	36.9
	そば	ha	383	650	①8374	97.7	57.5
	アスパラガス	ha	80	143	①065	81.3	45.5
	トマト	ha	34	63	①939	114.7	61.9
	りんどう	ha	40	58	①818	45.0	31.0
	宿根かすみそう	ha	14	26	①011	78.6	42.3
	栽培面積	りんご	ha	84	95	①844	52.4
高品質肉用鶏飼養羽数	羽	1,100	10,000	4,050	368.2	40.5	
まいたけ生産量	t	36	45	17	47.2	37.8	
野菜用施設面積	ha	45	120	①943	95.6	35.8	
農産物加工施設	カ所	3	7	18	600.0	257.1	
農産物直売施設	カ所	14	20	25	178.6	125.0	

⑥ 相双地方

指 標			基 準 値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 (平成 20 年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積	トマト	ha	62	92	①851	82.3	55.4
	しゅんぎく	ha	(10年) 35	38	①829	82.9	76.3
	ほうれんそう	ha	127	165	①8118	92.9	71.5
	いちご	ha	12	20	①016	133.3	80.0
	だいこん	ha	262	329	①8158	60.3	48.0
	花き	ha	71	88	①050	70.4	44.0
	麦類	ha	204	360	①8183	89.7	50.8
	豆類	ha	758	1,770	①8851	112.3	48.1
	肉用牛飼養頭数	頭	17,350	18,100	①16,740	96.5	92.5
生しいたけ生産量	t	577	680	494	85.6	72.6	
農産物直売施設	カ所	18	29	52	288.9	179.3	

⑦ いわき地方

指 標			基 準 値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 (平成 20 年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積	大豆	ha	128	612	114	89.1	18.6
	トマト	ha	18	30	⑩30	166.7	100.0
	ねぎ	ha	156	262	⑩140	89.7	53.4
	さやいんげん	ha	75	77	⑩48	64.0	62.3
	いちご	ha	19	25	⑩13	68.4	52.0
	シクラメン	ha	3	6	2	66.7	33.3
	きく	ha	9	9	5	55.6	55.6
栽培面積	いちじく	ha	8	15	⑩9	112.5	60.0
菌茸生産量	エリンギ	t	120	180	444	370.0	246.7
	まいたけ	t	44	50	0	—	—
大豆用乾燥・調製施設		カ所	0	2	1	—	50.0
農産物加工施設		カ所	1	8	12	1200.0	150.0
農産物直売施設		カ所	11	21	29	263.6	138.1

※ 地方計画の現況値は、現時点で把握できる直近のデータを掲載している。

Ⅲ 農業及び農村の振興に関して講じた施策

1 「ふくしま食・農再生戦略」の推進

「うつくしま農業・農村振興プラン 21」（計画期間：平成 13～22 年度）が示す 21 世紀初頭の農業・農村の目指すべき姿の実現に向け、重点的な取組みを進めていくため、平成 18 年 9 月に「再生戦略」を策定し、平成 19 年 5 月には、消費・流通団体、食育関係団体等幅広い参画を求めて、「ふくしま食と農の絆づくり運動」県推進本部を設立しました。この再生戦略に基づき、食・農・環境が一体となった、持続的な発展を図っていくため、関係機関・団体が連携した重点的な取組みを進めています。

（1）食と農の絆づくりの推進【戦略 1】

① 食と農の交流推進

食・農・環境が一体となった発展を実現していくため、消費者と農業者が様々な交流を重ね、互いに支え合っていく関係を築き上げることを目指し、「ふくしま食と農の絆づくり運動」を展開しています。

平成 20 年度については、野菜などの園芸作物の生産振興の一環として「園芸産地の支援」を統一テーマとし、9 月には会津坂下町で知事参加の下、アスパラガスの収穫体験イベントを開催しました。このほかにも各地方ごとに関係機関・団体による多彩なイベント等が開催され、これら一連のイベントを通して、県民に農業等に対する理解の促進に努めました。

情報の収集・発信については、イベントカレンダー等を使いやすく親しみやすいものに工夫するなど農林水産部ホームページ「ふくしま農林水産ポータル」を随時見直すとともに、農林水産部メールマガジン「ふくしま食・農通信」の内容充実により、情報の発信機能を強化しました。

また、消費者と農業者の交流の場である農産物直売所を絆づくりの拠点と位置づけ、運動のシンボルとして策定したロゴマーク・キャッチコピー入りのぼり旗を配布し、PR 活動への協力を求めたほか、ロゴマーク入りのエコバックを作成し、イベント参加者に配布するなどして運動の PR を行いました。

さらに、農産物の利用方法、安全・安心に関する取組状況等の情報発信や交流の促進を図り、農業や食、さらには運動に対する消費者の理解促進を図りました。

●会津アスパラガスをテーマに園芸産地応援交流会を開催

「ふくしま食と農の絆づくり運動」の平成20年度の統一テーマ「園芸産地の支援」のシンボルイベントとして、(財)福島県会津自然の家、会津坂下町谷地生産組合アスパラガスほ場を会場に、園芸産地応援交流会を開催しました。

会津地方で産地づくりが進められている「アスパラガス」の生産状況について消費者の理解を促進し、消費者と生産者の絆を深めるため、地元の「谷地生産組合」の生産者の指導を受けながらアスパラガスの収穫作業を体験するとともに、収穫後はその場でアスパラガスの炭火焼きの試食やアスパラガス調製機を見学しました。



会津自然の家で行われた昼食交流会では、アスパラガスづくしのメニューを満喫しました。

交流会には、佐藤知事のほか県内各地から約90名が参加し、30℃を超える暑さの中、汗をかきながらの作業でしたが、参加者からは実際に生産者の皆さんと収穫作業を体験して、アスパラガスや農業に対する認識を新たにしたりなどの感想が聞かれました。

② 食育の推進

私たちの命を支える食の大切さについて学び、食生活の改善を通して青少年の健康な成長を目指す「食育」の取組みが重要となっていることから、食べ物を生産し、環境を守るなど大切な働きをしている農業への理解を深めてもらうため、農業体験や各地域の特色ある農産物等に関する学習等を支援しています。

平成20年度は、県内7地域のモデル小学校を拠点として、農業者やJA、市町村等と連携しながら、農作業や郷土料理づくり等の体験を行う「食の楽校(がっこう)」を実施しました。また、地域の団体や学校などが「食」と「農」について学習する際に、県職員が講師等として参加する食農応援メニューを展開しました。さらに、田んぼの学校、野菜やきのこ栽培等の出前講座をはじめとした体験活動や情報提供など、1,288件の支援を行い、「食」と「農」への理解促進を図りました。

また、県内の学校給食関係者に、地元産の農林水産物を活用した米飯給食のメニュー作りの参考としていただくため、「米飯給食モニター校実践事業」の実施報告書を県内の全小中学校へ配布しました。

●平成 20 年度の食農応援メニュー取組状況

項 目	実施件数	左記のうち小中学生 を対象に実施した 件数
体験学習	347	242
出前講座	116	92
施設見学	654	71
資料提供	132	17
そ の 他	39	4
合 計	1,288	426



(県南農林：ゆずシャーベット作りの様子)

③ ネットワークサポート体制の強化

再生戦略は、消費者と農業者の相互理解を促進するための情報提供の充実、流通業や食品関連産業と農業者の繋がり強化、産学民官連携など、5つの具体的戦略の実現を支援するネットワークサポート体制（以下サポート体制）を構築していくこととしています。

平成 20 年度においては、農林水産部ホームページ「ふくしま農林水産ポータル」を活用し、県内の直売所情報の提供など、地域の農林水産物情報の充実に努めたほか、販路開拓等の流通販売対策のサポートに関する情報収集に努めました。

また、農産物のマーケティングや販路開拓などに詳しい外部専門家による農業経営の高度化・多角化などのサポート体制を構築するため、国庫事業「担い手アクションサポート事業」を活用し、県担い手育成総合支援協議会の農業法人支援センターに新たに販売・マーケティングに関するスペシャリストを設置しました。

（２）戦略的な流通販売対策の強化【戦略２】

① 流通販売対策の強化のための取組み

「食彩ふくしま販売促進プラン」に掲げる横断的な事業連携を協議するため、県内の農林水産業はもとより観光産業等を含む関係機関・団体を構成員とする「食彩ふくしま推進協議会」を年３回開催し、「農商工連携」や「食と観光の連携」など実例を踏まえた協議を行い、今後の方向性について確認しました。

② 地産地消の推進

県産食材を豊富に使用した地産地消メニューを提供する「食彩ふくしま地産地消推進店」の認定制度を開始(92店舗認定)したほか、「食彩ふくしま地産地消フェスタ 2008」を開催(H20.11)し、関係団体の方々とともに、来場者に県産農林水産物をPRしました。

また、社員食堂や病院・福祉施設の個別訪問を行って、県産農林水産物のPRと地産地消を推進した結果、一部の事業所で「地産地消メニュー」の提供が始まったところです。

さらに、高校生を対象とした「食彩ふくしま弁当チャレンジコンテスト」を実施し、若年層における県産農林水産物の理解促進に取り組みました。

このほか、農産物直売所や加工所に対し、販売力強化に向けた栽培技術や経営管理能力の向上に関する助言指導や加工技術習得のための研修を行いました。

●学校給食における地産地消の推進～米飯給食モニター実践校の取組み～

県内の小中学校のモニター校４校において、平成20年10月8日と12月8日の「ごはんの日」に米飯を中心とした地産地消型メニューの試食と、児童・生徒・保護者と生産者との交流事業を実施しました。

当日の給食は、財団法人福島県学校給食会とモニター校の栄養士の方々が工夫を凝らして考えたもので、地元で生産された米や野菜、肉や魚を使った県産食材使用率がほぼ100%の給食が提供されました。

子どもたちは、生産者から直接話を聞くことで「農業の大切さ」や「生産者の苦労」、

「食の安全」について学び、さらに食べることで地元の農林水産業を応援していく「地産地消」の意義を肌で感じていたようでした。



●「県産米粉商品プレゼンテーション会」を開催

県産米粉を使った様々な商品開発を促進することを目的に、平成 21 年 3 月 25 日にプレゼンテーション会を開催しました。

当日は、県内 30 の菓子製造業者や飲食店などの方々に試作・開発していただいた約 40 点の米粉の新商品が会場に並べられ、生産者、食品加工業者、販売業者など約 110 名の参加者の方々に試食・評価していただきました。



さらに、福島県栄養士会長の鈴木里子さん、全日本司厨士協会福島県本部会長の山際博美さん、旅館と産地を県産食材で結ぶ活動を展開中のつむぎ企画代表の横田純子さんの 3 名のアドバイザーから、1 点ずつ的確なコメントをいただき、開発に取り組んでいただいた企業の皆さんも、大いに参考になったようです。

③ 「食」関連産業との連携強化

本県では、加工用食材としても種類が豊富な県産農産物の強みを生かし、これまで各地域で農業と食品産業の情報交換を進めながら、新たな商品開発の支援を行ってきました。平成 20 年度は、「農業・食品産業コラボ推進事業」により、福島県食品産業協議会とともに「病院食・介護食の開発」をテーマに、病院・施設等のニーズを踏まえた商品開発を行い、より具体的な連携強化と販路拡大を図りました。

●農業・水産業と食品産業の連携事例

～ 県産アスパラガス、鮭、長芋を使用した病院食・介護食の開発 ～

県食品産業協議会の会員 3 社が中心となり、生産者や病院関係者等を交えながら、それぞれの商品開発に取り組みました。

これにより、喜多方市産のグリーンアスパラガスの無添加ピューレや、そのピューレを使用した砂糖不使用のパンとクッキー、いわき市久ノ浜漁港に水揚げされた鮭と本宮市白沢地区の長芋を使用したつみれ等の鮭加工品が商品化されました。



これら開発商品の中には、早々と県内の中核的な病院との取引が決定するなど、確実な農業・水産業と食品産業とのコラボレーションが図られました。

④ 県産農産物の県内外への販売促進

県産農産物の県内外へのPRについては、各品目ごとの流通形態に対応した取組みを進めました。

米については、毎月8日の「ごはんの日」をPRするとともに、県内小中学校での地産地消型米飯給食メニューのモニター事業を実施するなど、県産米の消費拡大に積極的に取り組みました。また、首都圏・関西圏及び沖縄県を中心に、各種の広告媒体や新米フェアなど、様々な機会をとらえて県産米の積極的なPRを行いました。

●食と観光との連携によるPR活動事例

～観光と連携した「ふくしま米」PR活動（ふくしま米魅力アップ事業）～

ふくしま米の魅力アップを図るため、観光との連携を全面に出した新米のPR記事を首都圏の広告媒体（東京新聞）へ掲載したほか、県内及び首都圏のテレビ局の情報番組において、「ふくしま米」の魅力を広く発信しました。



また、県内の温泉旅館組合等が主体となって首都圏等で実施する「観光誘客PRキャンペーン」における「ふくしま米」のPR活動や、福島県の代表的な観光名所等と「ふくしま米」をセットにしてJR東京駅構内にPR電飾サインボードを掲示するなどの取組みを行いました。



さらに、県内の旅館・ホテルの宿泊客等を対象にアンケートに回答していただいた方から、抽選で商品が当たる「ふくしま米 旅館・ホテルおもてなしキャンペーン」を実施するなど、「ふくしま米」の魅力アップに努めました。

青果物については、全国第2位の収穫量を誇る「もも」を始めとする果実や旬の野菜等のPR活動として、主要消費地の量販店バイヤー等を産地に招いての懇談会や首都圏・関西圏での私鉄の中吊り広告を活用したPRを生産者団体と連携して行うなど、本県青果物の知名度アップと販路の拡大に努めました。

大豆については、「福島県産大豆100%使用ロゴマーク」による県産大豆の利用促進を図っており、マークを使用する企業等が前年度より1社増加し43社（平成21年3月現在）となりました。

牛肉については、県内消費者へ「福島牛」をPRするため、「福島牛販売促進協議会」が行う指定店の拡大や情報提供機能の強化等の活動を支援するとともに、首都圏の流

通・販売業者を対象とした共励会や懇談会を開催しました。これらの結果、全国の銘柄牛が参加する共励会において、「福島牛」は優秀な成績を収めています。

牛乳については、県産生乳を100%使用した学校給食用牛乳を安定的に供給するとともに、福島県牛乳普及協会等と連携し、各種イベントで広く県民に栄養バランスの良い食品としての牛乳に対する理解醸成を行い、県民の健康増進と県産牛乳の消費拡大を図りました。

豚肉については、特に本県独自の豚肉である「うつくしまエゴマ豚」の生産と消費を拡大するため、生産に必要な機械、母豚の貸付やPR活動などに対して支援しました。

鶏肉については、本県が開発した地鶏「会津地鶏」及び「ふくしま赤しゃも（川俣シヤモ）」とともに雛供給から販売までの体系化が図られたことから、ブランドの確立と地鶏による活力ある地域づくりを強力に推進しています。

●川崎市の商店街で『とびっきりのふくしまフェア』を開催！

旬の農畜産物をまるごとPR販売するため、「とびっきりのふくしまフェア」をJA全農福島と連携して開催しました。

場所は、神奈川県川崎市中原区の「モトスミ・ブレーメン通り商店街」で、休日には2万6千人が行き交う大変人通りの多い商店街です。

フェアは夏と秋の2回開催し、サマーフェアはももの旬である8月8日～10日、オータムフェアは新米の時期の11月14日～16日の日程でした。

フェアにおいては、商店街の青果店、精肉店、スーパーや飲食店など、延べ19店舗に県産農畜産物をたくさん取り扱っていただき、多くの買物客で賑わいました。



また、ももや福島牛、新米の試食PRでは、商店街を行き交うお客様に大人気で、ふくしまの大自然と農家の皆さんが丹誠込めた味に大満足の様子でした。

このようなイベントを実施して、福島の農畜産物を応援してくださる方を増やしていきます。

● 「県産農産物の輸出促進」

めざましい経済発展を遂げている中国を始めとする東アジア地域において、県産農産物の輸出を促進するため、県内農業団体等を対象とした「福島県産農産物輸出推進セミナー」を開催し、県産農産物の輸出の現状と課題について認識を深めるとともに、国際的な果実専門見本市への出展やフェアでの販促経費の一部助成を行うことにより、県内農業団体等の輸出促進の取組みを支援しました。

この結果、下表のとおり、新たにいちごが輸出され、また、ロシアへ販路が拡大し、全体の輸出量も増加しました。

県産農産物の輸出量実績 (kg)

輸 出 先	品 目	H19年度	H20年度	H20/H19 (%)
中 国 (香港)	もも (川中島・ゆうぞら)	2,885	200	6.9
	ぶどう (巨峰)	-	100	-
	なし (涼豊・二十世紀)	140	220	157.1
	かき (身不知)	383	90	23.5
	りんご (ふじ・陽光)	450	-	-
	いちご (ふくはる香)	48	268	558.3
	精米	37,270	27,830	74.7
	薬用人参	2,350	2,480	105.5
	その他 (トマト、かぼちゃ等)	1,109	158	14.2
	ユキナヤギ	18,000本	-	-
台 湾	もも (川中島白桃)	51,215	68,520	133.8
	りんご (ふじ)	-	45,000	-
	精米	-	1,191	-
	ユキナヤギ	3,000本	8,000本	266.7
シンガポール	もも (川中島・ゆうぞら)	400	565	141.3
タ イ	もも (ゆうぞら他)	350	260	74.3
	ぶどう (巨峰)	15	-	-
	なし (新高)	-	35	-
	かき (身不知・平核無)	-	360	-
	りんご (ふじ)	-	100	-
ロシア	もも (彼岸・黄金桃)	100	390	390
	ぶどう (巨峰)	85	110	129.4
その他	もも、ぶどう等	222	-	-
合計		97,022	147,877	152.4

また、本県のトップブランドとして県内外にアピールする「福島県ブランド認証制度」において、平成20年度新たに「もも (あかつき)」と「会津地鶏」が認証を受けました。

さらには、首都圏における県産農林水産物の流通販売等の情報収集を担当する東京事務所職員がリサーチした情報を「食彩ふくしま東京短信」としてまとめ、県のホームページやメールマガジンを活用して、広く県民に情報提供を行いました。

●「福島県ブランド認証農畜産物について」

福島県ブランド認証制度において、平成 20 年度は「もも」と「会津地鶏」が認証されました。

1 「もも あかつき」

福島県は、全国第 2 位のももの生産県です。認証されたももの「あかつき」は、本県の果樹試験場(現：福島県農業総合センター果樹研究所)が栽培改良を重ねた結果、広く普及した品種であり、福島県で生産されるももの約半分を占めています。

- (1) 「サンピーチ」 (新ふくしま農業協同組合)
- (2) 「伊達の蜜桃」 (伊達みらい農業協同組合)
- (3) 「天」 (伊達果実農業協同組合)



2 「会津地鶏」 (株式会社会津地鶏ネット)

会津地鶏は、昭和 6 2 年に県養鶏試験場 (現：福島県農業総合センター畜産研究所養鶏分場) で発見して以来、原種を維持・増殖しながら、肉用鶏として作り上げられました。

現在、焼き鳥や地鶏そば・鍋もの等に使われ、大変好評を得ています。

肉の特徴は、適度に歯ごたえがあり、脂がのってコクや旨味に優れています。また、鶏特有の臭みも少なく、和風・洋風を問わずどんな料理にも合います。



（3）持続的な発展を目指した園芸産地の取組強化【戦略3】

園芸特産産地強化プログラムを策定している県内211産地の中から、特に重点的に取り組むこととした15品目55産地を対象として、既存産地再生、新産地育成、浜通りにおけるふくしまグリーンベルト形成の3つのプロジェクトを実施し、園芸産地の育成強化を図りました。

① 産地育成プロジェクト活動への支援

15品目55産地すべてに設置されているJA・市町村・県等で構成する産地育成プロジェクトチームとともに、県段階の園芸戦略支援チームが中心となり技術支援を行うなど、関係機関が一体となり産地育成を推進しました。

また、県内すべての農林事務所農業振興普及部に園芸産地振興担当を配置し、産地の育成強化を進めました。

さらに、労力調整システムの構築や効果的な運営に向けた研修会や現地支援を実施しました。

② 既存産地再生プロジェクト（きゅうり、トマト、なし、もも等20産地）

産地の活力低下が危惧される既存産地を対象に、新規栽培者や担い手の確保、安定生産に向けた技術指導など産地構造改革や技術革新を進めました。

各産地が掲げる平成20年度目標に対し、実績は認定農業者数で100%、栽培面積で97%、農家数で97%とほぼ目標を達成しましたが、販売額は平成20年度秋以降の世界景気後退による青果物や花き全般にわたる価格低迷の影響により87%にとどまりました。

●既存産地再生プロジェクトの実績			
	H20 計画	H20 実績	H20 実績/H20 計画
販売額(億円)	167.3	145.4	87%
栽培面積(ha)	3,187.3	3,079.2	97%
農家数(戸)	8,767	8,517	97%
認定農業者数(人)	1,747	1,745	100%

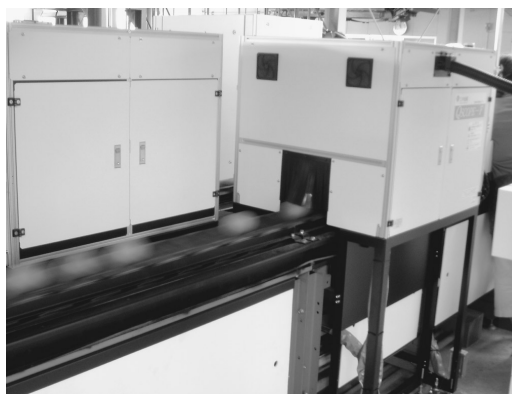
●既存産地再生プロジェクト

～新しい人と品種で産地再生！にゅー「サンシャインいわき梨」～

いわき地方では、日本なしの既存産地再生プロジェクトに取り組んでいます。

いわき地方でのなし栽培は明治の初め頃から始まり、昭和 50 年代には現在の主要品種である「幸水」「豊水」への転換が図られ、現在は晩生種の「新高」と合わせて約 72ha で栽培されています。「サンシャインいわき梨」のブランドで県内外の市場へ出荷しています。

生産部会や後継者組織の活動強化はもとより、新たな担い手の活用を含めた労力調整システムの確立、継続した輸出の取組みや差別化商品の開発により産地ブランドを強化し、産地拡大を進めることとしています。



(光センサー選果機)

③ 新産地育成プロジェクト（アスパラガス、ぶどう、りんどう等 20 産地）

実証ほや展示ほを活動の拠点としながら、栽培技術の普及と新規栽培者への重点指導や県育成オリジナル品種の導入を進めるなど、新たな産地育成を図りました。

産地が掲げる平成 20 年度目標に対し、栽培面積で 101%、農家数で 99%、認定農業者数で 100%とほぼ目標を達成しました。栽培面積は、ほとんどの品目で目標を達しており、アスパラガス、りんどうの伸びが大きくなっています。

●新産地育成プロジェクトの実績

	H20 計画	H20 実績	H20 実績/H20 計画
販売額(億円)	21.0	19.4	92%
栽培面積(ha)	541.9	544.7	101%
農家数(戸)	1,400	1,388	99%
認定農業者数(人)	414	413	100%

●新産地育成プロジェクト ～県南地方におけるブロッコリー栽培の取組み～

県南地方の基幹品目であるトマトやきゅうりと組み合わせて所得を補う戦略作物として、ブロッコリーの生産振興を行い、JAしらかわ管内を中心に作付け推進が図られてきました。近年では、女性・高齢者による作付け拡大だけでなく、大規模に作付する生産者が増加しており、年々面積が拡大し、平成20年度には販売金額が6億円を超える産地となっています。

ブロッコリー一部会員全員がエコファーマー認定取得を目指すとともに、補助事業を活用した半自動移植機の導入による省力化栽培や発泡スチロール氷詰め出荷の拡大による鮮度保持対策を確立し、市場に信頼される産地づくりに取り組むこととしています。



④ ふくしまグリーンベルト形成プロジェクト

(ブロッコリー、キャベツ、いちご等15産地)

浜通りにおいて、土地利用型園芸作物の生産拡大、施設園芸作物の導入による周年供給産地を育成するため、実証ほや展示ほを活動の拠点としながら、新規栽培者への重点指導や加工・業務用野菜への取組み等を進めました。

産地が掲げる平成20年度目標に対し、栽培面積は100%と目標に達しましたが、農家数で87%、認定農業者数で90%と目標には達しませんでした。

また、販売額では、アスパラガスやりんどうなどで作付けから収穫まで年数を要することや、景気後退による青果物や花き全般にわたる価格低迷の影響により67%にとどまりました。

一方、ブロッコリーでは、新規作付けや機械化による規模拡大が進み、キャベツでは加工・業務用向け契約栽培の取組みにより栽培面積が拡大しました。

●グリーンベルト形成プロジェクトの実績

	H20 計画	H20 実績	H20 実績/H20 計画
販売額(億円)	13.2	8.8	67%
栽培面積(ha)	271.5	271.1	100%
農家数(戸)	892	772	87%
認定農業者数(人)	192	174	90%

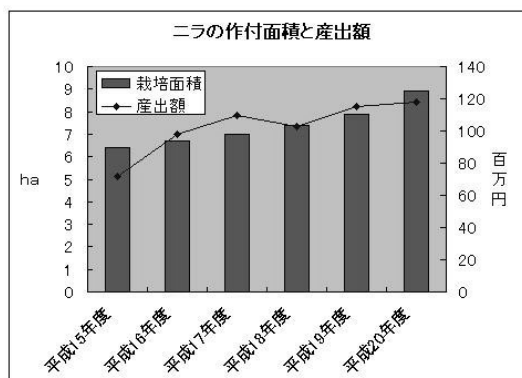
●グリーンベルト形成プロジェクト ～相双地方におけるニラの取組み～

相双地方では、浜通りの気象条件を生かして「秋冬ニラ」の生産が行われています。

平成7年にJAにニラ部会が設立され、栽培指導会、先進地視察研修等を重ね、生産技術の向上と平準化を図ってきました。

近年、県や町の補助事業を活用してパイプハウスや調製機・結束機などの省力機械及び予冷库を導入し作付けを拡大しており、平成17年からは販売金額が1億円を突破しています。

さらには、「グリーンベルト形成プロジェクト」産地戦略の重点品目に位置づけられ、販売金額2億円を目標に産地化を図っています。



平成18年10月には、JAそうまニラ部会の全員がエコファーマーを取得し、環境に配慮した持続的な産地づくりに取り組んでいます。

生産者数は、現在35名、平均年齢は60.3歳であるものの、40歳代の生産者や後継者もおり、新規栽培者も増え、元気のある部会です。

（４）担い手の経営安定、新たな担い手の確保対策の強化【戦略４】

① 認定農業者の育成、集落営農の推進

平成 20 年度は、福島県いきいきファーマー（認定農業者）育成確保運動を実施するとともに、県域及び地域の担い手育成総合支援協議会等による認定農業者の確保や経営改善を支援する活動、県域及び市町村段階の認定農業者組織による自らの経営改善と地域の農業振興に資する活動等に対して支援を行いました。

その結果、認定農業者の認定件数は、平成 21 年 3 月末日現在で、前年同期比 249 件増の 6,647 件（平成 22 年の目標 8,300 件の 80.1%）となりました。

また、認定農業者等担い手の経営安定を図る水田経営所得安定対策については、地域担い手育成総合支援協議会と地域水田農業推進協議会の連携強化を図り、市町村特認等の周知と加入促進を行った結果、認定農業者 2,216 件、集落営農組織 61 件が加入し、前年に比べ 630 件（うち市町村特認 425 件）増加しました。

さらに、集落の話し合いのもとに、認定農業者等の担い手を中心に高齢農業者や兼業農家等が役割を分担しながら営農に参加する「ふくしま型集落営農」を積極的に推進した結果、平成 21 年 3 月末日現在で 450 集落において集落営農が実践されました。

● 「時代に合わせて確実な所得確保を目指す集落営農」

～喜多方市高郷町東羽賀集落～

東羽賀集落では、平成元年から集落ぐるみで転作大豆栽培、納豆の委託加工・販売に取り組んできましたが、平成 18 年から集落全体の営農合理化を図ることを目的に集落の組織体制を見直し、転作組合を農用地の利用調整等を担う農用地利用改善団体に再整備しました。

さらに、それまでの転作大豆に加えて、水稲作業の受託組合も立ち上げ、特定農業団体となり、集落全体の営農を円滑に進めるための活動が活発に展開されています。

また、確実に所得を確保するために、水稲でエコファーマーを取得し、特別栽培に取り組むことにより、環境と共生する農業を実践して米の付加価値販売に努めるほか、大豆に加えて新規にアスパラガスを集落ぐるみで導入し、農業所得の向上と農家経営の安定化を進めています。



（集落総出でアスパラガスの定植）

② 新規就農者等意欲ある担い手の育成・確保

新規就農者の確保と育成を図るため、青年農業者の育成支援機関である「福島県青年農業者等育成センター」を核として、就農相談や就農関連情報の収集と発信、就農希望者の技術習得支援、資金の貸付等の支援施策を実施しました。

また、農業総合センター農業短期大学校においては、日曜の昼や平日の夜間に就農研修を開催するなど、就農希望者が他産業に従事にしながら受講できるようになる環境を整備しています。

平成 20 年度においては、園芸産地での新規参入者等の確保・育成を図るため、県内 4 地区において、農業後継者のいない高齢の生産者が有する農地や施設を就農希望者に継承する「園芸産地等継承事業」を実施しました。

さらに、厳しい雇用情勢が続く中で、離職者等の就農を促進するため、平成 21 年 1 月から 3 月の 3 か月間にわたり、「『農』の緊急雇用対策事業」を実施した結果、95 名が農業法人等において雇用的形態で研修に取り組みました。今後は、できるだけ多くの人が農業へ定着するよう支援していくこととしています。

●園芸産地等継承事業実施地区における新規就農者

東京都町田市出身の工(たくみ)信幸さんは、かすみそう栽培を始めるために平成 20 年に昭和村に移住し、平成 21 年 4 月に就農しました。

「田舎で暮らしたい」「農業をやりたい」「子育ては自然の中で」そんな夢を抱いていた工さんは、奥さんや子供達と共に昭和村に移住したのです。

工さんは、東京都内で開催された新・農業人フェアへの参加がきっかけとなり、その後「昭和村かすみそう栽培ワークキャンプ」等に参加し就農の意思を固めました。

園芸産地等継承事業や村単事業等を活用し、平成 20 年 5 月から 7 か月間村内の先進農業者である渡部政衛さんのもとで、栽培技術習得のための実務研修を受けるとともに、高齢農家より農地を借り受け、中古の機械・施設を取得して就農準備を進めました。

昭和村での夢の実現に向けて頑張る工さんの今後の活躍が期待されます。



③ 男女共同参画の推進

農山漁村における男女共同参画を一層推進するため、「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、女性の経営参画や農村における女性リーダーの育成を目的とした「うつくしま農村女性塾」の開催や家族経営協定の締結推進などの支援を行いました。

「うつくしま農村女性塾」は個々の設定した課題解決のために2か年計画で在宅研修や集合研修会を実施しており、集合研修会では個々の経営を発展させるために重要な生活設計に関する研修を実施しました。

●家族経営協定の締結状況、女性の認定農業者の育成状況

	平成 11 年 [A]	平成 22 年 (目標)[B]	平成 20 年 [C]	20/11 C/A	20/22 C/B
家族経営協定締結戸数	328 戸	1,200 戸	941 戸	286.9%	78.4%
女性の認定農業者	92 人	830 人	314 人	341.3%	37.8%

※女性単独・共同申請を含む

●「うつくしま農村女性塾」集合研修会の開催

～「明日の農山漁村を担う女性」表彰 農林水産副大臣賞受賞

松元 裕子氏（仙台市）の取り組みから学ぶ～

松元さんは、家族経営で行う農業は生活と営農が一緒になっており、経営を発展させるためには先を見越したライフプランが必要であるとの認識に基づき、借入、健康、経営の目標等についてライフプランを作成しました。ライフプランを作成することで先が見え、目標が設定しやすくなったなど、その効果についてお話されました。参加した塾生は実践者の話を聞くことにより、ライフプラン作成や家族経営協定の締結に関する意義を理解することができました。

この研修で学んだことを実践できるよう、平成 21 年度は「ワーク・ライフ・バランス」に関する研修を実施する予定です。



④ 農業経営の法人化の促進

「福島県農業法人支援センター」を中心に、法人化を志向する認定農業者等を対象として、農業経営の発展段階に応じた法人化講習会等を開催しました。この結果、県内で266の農業生産法人（平成21年1月現在）が活動しています。

また、県内の農業法人の経営向上のため、「福島県農業法人支援センター」が「うつくしまふくしま農業法人協会」と連携し、法人へ就業を希望する方々への「農業法人合同会社説明会」の開催や従業員等に対する研修活動を支援しました。さらに、市町村が認定する特定農用地利用規程によって地域の過半の農業を請け負う特定農業法人は、平成20年度で18法人となっています。

●農業生産法人の設立状況

	平成11年 [A]	平成22年 (目標)[B]	平成20年 [C]	20/11 C/A	20/22 C/B
農業生産法人数	128	360	266	208%	74%

⑤ 農業の担い手を支援する生産基盤の整備

地域農業の中心となる担い手を支援するため、経営規模拡大と農業生産の省力化・低コスト化に不可欠なほ場の大区画化と、水田において麦・大豆等を生産するために必要な排水条件の整備を推進しました。

また、農業経営の効率化・近代化を図るため、大型農業機械の利用や大型車による生産物・資材の運搬等に不可欠な農道整備を積極的に進めるなど、農業生産基盤の整備を推進しました。

平成20年度は、農用地利用集積と一体となったほ場整備を行う経営体育成基盤整備事業が3地区（130.8ha）で完了し、担い手の育成・確保と経営規模拡大に貢献したほか、農道整備については6路線、延べ17.8kmが完了しました。

さらに、富岡町の滝川ダム（県営かんがい排水事業 富岡地区）では、ダムの本体工事が完了し、平成23年度の供用開始を目指し、湛水試験の準備を進めています。

● 1 集落 1 農場の取り組み

～経営体育成基盤整備事業 長坂地区（耶麻郡猪苗代町）～

長坂地区は、平均地形勾配が 1/60 と急勾配であり、小区画ほ場であったことから、農地流動化・経営規模拡大が進まず、個別経営農家が稲作を中心にそば・野菜の複合経営を行なっていました。

このため、経営体育成基盤整備事業によりほ場の大区画化や用排水路の整備等を実施するとともに、担い手への農地利用集積を推進し、地域営農の省力化・効率化を図ってきました。さらに平成 21 年 1 月には、地域の担い手組織「ニューわくわくファーム」が農業法人となり、地区面積 21.2ha の 89%に相当する 18.9ha を集積し経営を行っています。

また、本地区ではブロックローテーションによりそば・大豆の転作に取り組んでおり、収穫したそばを使った「長坂そば祭り」を毎年開催し、地域の活性化を図っています。



(整備前)



(整備後)

(5) 環境と共生する農業の全県的推進【戦略5】

① 持続性の高い農業の推進

ア エコファーマーの育成

環境と共生する農業を推進するため、「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」により、エコファーマーの育成を推進しました。

また、環境にやさしい農業に向けた本県独自の取組みを盛り込んだ「福島県農業環境規範」の実践を通じ、エコファーマー認定者の拡大に努めました。その結果、エコファーマーの認定者数は、平成21年3月末時点で16,881人（前年比1,264人増）、また、作物ごとの延べ認定件数も19,303件（前年比1,388件増）と大幅に増加しました。生産出荷組合等で全員がエコファーマーとなる例が増えていることから、今後も、地域ぐるみの取組みを支援していきます。

●エコファーマー作物別認定状況

(平成21年3月末)

	水 稲	穀 類 (水稲以外)	野 菜	果 樹	花 き	合 計
認定件数	12,729	81	5,067	1,233	193	19,303
面積(ha)	20,846	80	923	859	53	22,761

※合計は、端数処理のため一致しない場合がある。

イ 複合性フェロモン剤を利用した果実生産の推進

「福島県環境にやさしい園芸農業推進協議会」では、複合性フェロモン剤を利用して生産された果実に「環境保全宣言」統一マークを付与し、流通促進を図ってきました。

平成20年度の複合性フェロモン剤の利用面積は、もも、なし、りんご合わせて県内で2,844ha（前年2,959ha）、全栽培面積の63%（前年65%）となりましたが、統一マークを付した果実出荷数量は、天候に恵まれ病害の発生も少なかったことから、約2万9千トン（前年2万5千トン）と、やや増加しました。

ウ 農業用使用済プラスチックの適正処理

「福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進方針」に基づき、県推進会議や研修会の開催、パンフレットの配布等により農業用使用済プラスチックの適正処理及びリサイクルの推進に努めました。また、リサイクルの促進に向けて、地区でリサイクル処理を行う際の基礎的情報である排出量と処理量の推計・把握に関するアンケート調査を行いました。

なお、原油価格高騰に伴う生産コスト上昇の影響で、施設園芸農家がハウス用ビニー

ル等の更新を延長する動きなどが見られたため、平成 20 年度の組織的回収量は 1,152.1 トンと前年度に比べ 129.4 トン減少しました。

また、排出量そのものを削減する生分解性マルチフィルムの導入経費等に対する助成などを行った結果、再生処理量は 628.4 トンとなりました。

エ 農業集落排水処理施設の整備等による水環境への負荷軽減

農業集落からの生活雑排水やし尿等を適切に処理し、公共用水域及び農業用水の水質改善を図るため、県内 11 地区において農業集落排水処理施設整備に対する支援を行いました。

この結果、平成 21 年 3 月末時点における全県域下水道化構想における農業集落排水処理施設整備人口は 132,652 人、整備率は 56.0%となりました。

また、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成 14 年 3 月 26 日公布）」に沿って「水環境にやさしい農業」の導入を推進するため、郡山市と猪苗代町に実証ほを設置し、環境負荷軽減技術の普及推進を図るとともに、これらの技術に必要な機械導入への支援を行いました。

② 有機栽培、特別栽培農産物の生産推進

有機性資源の循環利用と環境に配慮した安全・安心な農産物の供給に寄与する有機農産物や特別栽培農産物の生産及び消費の拡大を図るため、農業総合センターで開発した技術や、モデルほ場で効果を検証した技術を活用しながら、県内の多様な自然条件下で水稲や野菜の有機栽培や特別栽培の技術体系を展示し、農業者への技術移転を図りました。

また、本県産の有機農産物の販路開拓を支援するため、県内 3 方部において有機農産物等を主に扱う流通事業者を招き、有機栽培等の現地視察や生産者との情報交換を行いました。

さらに、消費者や流通業者等を対象としたイベントやセミナー等による PR 活動を行うとともに、有機栽培等実践者の技術向上や経営の安定化に向け、定期情報紙の発行などによる情報提供に取り組みました。

●有機栽培、特別栽培農産物の推進状況

(単位：ha)

項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
有機栽培	220	212	215	234
特別栽培	2,827	3,568	4,707	6,241

※有機栽培：有機農産物及び転換期間中有機農産物認定の県調査結果による。

※特別栽培：福島県特別栽培農産物認証制度に基づく認証並びに「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じた栽培（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の 5 割以下であることが確認できるものを含む）についての県調査結果による。

③ 家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効利活用の推進

有機性資源の効率的な循環利用を推進するため、「福島県農林業有機性資源循環利用計画」に基づき、関係機関が一体となり、地域において、たい肥の斡旋・仲介等を行う「資源循環型農業地域支援センター」の設置・運営、たい肥生産施設や運搬・散布に用いる機械の導入等への支援など、有機性資源の利用促進を図りました。

また、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、野積みや素掘り等の家畜排せつ物の不適切な処理が行われないよう、立入検査を実施し、管理の適正化に向けた指導を行いました。

さらに、地域で発生する食品残さや家畜排せつ物などのバイオマスをたい肥に変換し、地域内で循環利用を行うための施設整備を支援しました。

④ 自然環境保全に配慮した農業生産基盤の整備

「うつくしま農村整備プラン 21」の実施方針の一つである「自然環境保全等に配慮した事業の実施」のための具体的な手引きを策定し、自然環境等に配慮した農業生産基盤の整備を推進しており、各事業地区においては、環境保全の考え方を明確にした「田園環境整備マスタープラン」に基づき、生態系に配慮した多自然型の水路づくりや、生息する動植物の一時的な移動、繁殖時期を考慮した工事実施時期の設定など、環境に配慮した工事を実施しています。

⑤ 鳥獣害への対応

野生鳥獣による農作物被害は、年による変動はあるものの、特に中山間地域においては、農業生産活動の重大な阻害要因となり、農業者の生産意欲の減退や耕作放棄地の拡大など、地域の農業振興に大きな影響を与えています。

平成 20 年度からは、地域の実情に応じた適切な被害防止対策等を助言できる専門技術者の育成に重点的に取り組んでおり、鳥獣被害に関する専門的な知識や技術習得を目

的とした技術講習会を実施し、J AやN O S A I等の職員 23 名(平成 21 年 3 月末現在)を福島県鳥獣被害対策広域指導員(以下、広域指導員)として登録しました。

また、県域及び地方段階の有害鳥獣被害防止対策会議を開催し、関係者の情報共有及び連携を図るとともに、各地域において、広域指導員の指導の下、野生鳥獣による被害実態の把握と総合的な被害防止対策の実践に向けた、鳥獣被害対策研修会や電気柵の実証展示等を行いました。

なお、鳥獣害防止普及ほ場として設置した福島市飯坂町のりんご園と桑折町南半田のもも園の調査では、ニホンザル、ツキノワグマによる被害が明らかに軽減しており、地域ぐるみで総合的に被害防止対策を実践することが鳥獣被害の防止に有効であることが認められました。

一方、平成 20 年 2 月 21 日の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(鳥獣被害防止特措法)」の施行に伴い、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づいた「鳥獣被害防止計画」を円滑に作成できるよう、情報提供や作成に関する助言などの支援を行い、その結果、平成 20 年度は、福島市ほか 11 市町村が鳥獣被害防止計画を作成しました。

また、磐梯山周辺の会津北部地域では、ツキノワグマやニホンザルによる被害が拡大、広域化していることから、喜多方市、猪苗代町など関係 4 町村と関係団体等が構成員となる会津北部地域鳥獣被害防止広域対策協議会の設立を支援し、鳥獣被害対策の広域連携体制の整備にも取り組みました。

2 米政策改革推進対策及び「ふくしま水田農業改革実践プログラム」の取組み

(1) 米政策改革推進対策に係る取組みについて

① 米の需給調整

本県の平成 20 年産米の需給量に関する情報（生産目標数量）は 367,410 トン、面積換算は 68,422ha とされました。この需要量に関する情報は、米消費の長期的な減少傾向を踏まえて国が算定したものであり、本県には過剰作付けの解消が求められました。

このため、国の地域水田農業活性化緊急対策（②参照）を活用するとともに、大豆、麦、飼料作物等の作付拡大や収益性の高い野菜・花き等の導入を進め、特に水田の機能を維持したまま生産が可能な稲WCSや飼料用米について、作付け拡大に対する本県独自の支援や円滑な流通体制の構築を進めた結果、稲WCSは 331ha、飼料用米は 88ha まで拡大しました。

これらの取組みの結果、主食用米の作付面積は 80,800ha となり、過剰作付面積は昨年比で 1,000ha 減少しました。

② 地域水田農業活性化緊急対策

主食用米の消費が一貫して減少する中で、地域水田農業を活性化させるためには、平成 20 年産以降の生産調整の実効性を確保し、需給の均衡による米価の安定を図る必要があることから、国では平成 20 年産米の生産調整をさらに拡大しようとする農業者等に対して緊急一時金を交付する「地域水田農業活性化緊急対策」（平成 19 年度補正予算）を実施しました。

本県は、主食用米の過剰作付けが全国一となっていることから、この対策を積極的に活用することとし、麦・大豆・飼料作物等や稲WCS・飼料用米等の非主食用米の生産拡大を図りました。

その結果、麦・大豆・飼料作物等が 994ha、非主食用米が 207ha 拡大しました。

(2) 「水田農業改革実践プログラム」の進捗状況・今年度の取組みについて

平成 20 年度については、環境と共生する米づくりの増加、大豆の団地面積の増加、飼料用イネの作付面積の増加などで成果が得られました。特に、飼料用イネについては、国の地域水田農業活性化緊急対策等の活用と合わせて生産・流通・供給体制の整備を推進した結果、目標面積を上回る取組み面積となりました。

今後は、平成 20 年度の実績・評価と水田農業改革懇談会の提言を踏まえ、地域特性及び進捗状況に応じた推進活動の展開により、各アプローチ毎の目標達成を目指します。特に、国において平成 21 年度を水田フル活用元年と位置づけ、大豆、

麦、飼料作物及び飼料・米粉用米の作付拡大を強力に推進する施策を開始したことから、飼料用イネの拡大や米粉の普及などの県単独事業とあわせ、積極的な推進を図ることとしています。

①環境と共生する米づくりの取組面積

区 分	基準値(H18)	実績(H20)	目標値(H22)
環境と共生する米づくりの取組面積	21,008 ha	27,158 ha	32,000 ha
有機栽培米※ ¹	177 ha	189 ha	280 ha
特別栽培米※ ²	3,556 ha	6,123 ha	8,820 ha
エコファーマーによる栽培米※ ³	17,275 ha	20,846 ha	22,900 ha

※1：転換期間中を含む

※2：県認証に加え、県認証以外（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるもの）を含む。

※3：生産方式の導入計画面積

②水稲直播栽培団地の面積

区 分	基準値(H18)	実績(H20)	目標値(H22)
水稲直播栽培団地の面積	654 ha	899 ha	1,250 ha
(参考)団地数	35 団地	57 団地	100 団地

③加工用米の作付面積

区 分	基準値(H18)	実績(H20)	目標値(H22)
加工用米の作付面積	852 ha	442 ha	2,000 ha

④大豆の団地面積

区 分	基準値(H18)	実績(H20)	目標値(H22)
大豆の団地面積(1ha以上)	945 ha	1,268 ha	1,400 ha

⑤そばの団地面積

区 分	基準値(H18)	実績(H20)	目標値(H22)
そばの団地面積(1ha以上)	1,230 ha	1,580 ha	2,000 ha

⑥飼料用イネの作付面積

区 分	基準値(H18)	実績(H20)	目標値(H22)
飼料用イネの作付面積	97 ha	418 ha	250 ha
(参考)うちWCS用稲	—	331 ha	—
(参考)うち飼料用米	—	88 ha	—

⑦転作田への園芸作物の作付面積

区 分	基準値(H18)	実績(H20)	目標値(H22)
転作田への園芸作物の作付面積	2,738 ha	2,499 ha	3,600 ha

⑧地域水田農業ビジョン担い手の認定農業者数

区 分	基準値(H18)	実 績(H20)	目標値(H22)
地域水田農業ビジョン担い手の 認定農業者数	4,538 人	5,325 人	5,350 ha

3 新技術の活用等による農業の振興

(1) 県農業総合センターにおける技術開発などの取り組み

県農業総合センターでは、充実した施設や機能を活用して、競争力のある新品種や環境に配慮した農業生産技術などの開発、開発された技術の現地での実証、後継者等の人材育成を行うとともに、安全・安心な農業を推進するための有機農産物の登録認定や肥料の検査業務などを行いました。

技術開発については、以下のとおり重点テーマを5つ設け、試験研究に取り組んでいます。

- ①競争力のある新品種開発の加速化
- ②食の安全・安心に応える「ふくしま型有機栽培」技術の確立
- ③美しい水環境、生態系保全技術開発
- ④地球温暖化に対応できる技術開発
- ⑤中山間地農業を支援する技術開発

このうち「競争力のある新品種の加速化」としては、「本県に適した高品質で優良な新品種の開発」など目的として、バイオテクノロジー技術などを活用し、新品種を開発を行いました。この結果、平成20年度には、耐冷性が強く、穂発芽しにくい中山間地に適した水稻「福島糯8号」を開発しました。

「食の安全・安心に応える「ふくしま型有機栽培」技術の確立」としては、水稻の有機栽培技術として自作培土を用いた育苗技術や、今までの試験成果の技術を組み合わせたコシヒカリの有機栽培体系の実証、ブロッコリーの有機栽培技術として、不織布のべたがけによる虫害軽減技術を開発しました。

「地球温暖化に対応できる技術開発」としては、環境変動を考慮した生産安定化技術開発として、水稻の高温登熟技術対策や樹園地内気温を制御することによるりんご「ふじ」の着色向上技術開発に取り組みました。さらに、地球温暖化の原因とされる水田から発生するメタン発生抑制のため水管理手法の技術開発を行いました。

「中山間地農業を支援する技術開発」では、気象条件を活かした野菜や花き等の新たな産地化の支援技術の開発や現地への技術移転などに取り組みました。

また、最近の原油価格高騰に対する技術開発として、冬期間の無加温ハウス栽培に適したレタスの品種と栽培法の開発、飼料価格の高騰に対応して国産飼料への代替え技術や乳用子牛の放牧可能月齢の検討を行いました。

(2) オリジナル品種・新技術等を活用した多様な農業の振興

- ① 本県水稻オリジナル品種（酒造好適米）である「夢の香」について、需要動向に応じた必要な種子の数量を確保し、生産振興を図りました。
- ② 大豆については、新品種「あやこがね」について実需者連携による加工適性評価を実施し、新たな奨励品種として採用しました。また、耕うん同時畝立て栽培など大豆300A技術等の普及を推進し、収量・品質の向上に努めました。
- ③ そばについては、県オリジナルそば品種「会津のかおり」について、種苗許諾者で組織する「会津のかおり」種子協議会設立（平成20年10月9日）を支援し、種子の安定供給体制の確立と優良種子の生産に努めました。
- ④ 本県を代表する野菜であるトマトについては、生産性の向上及び消費者ニーズに即応するため、省力技術等の普及・定着を推進しました。このほか、県オリジナル品種であるいちごの「ふくはる香」及び「ふくあや香」、アスパラガスの「ハルキタル」及び「春まちグリーン」の普及に努めました。
- ⑤ 果樹については、樹勢の低下や樹齢の進行等により低生産性園が増加していることから、県オリジナル品種等の導入による園地の改植や、県オリジナル品種のぶどう「あづましずく」の栽培面積の拡大に努めました。
- ⑥ 花きについては、県オリジナル品種を中心としたりんどうの産地育成を進めるため、県内4か所「ふくしまみやび」の普及拠点ほを設置し、県オリジナル品種の普及・展示、生育データの収集を行いました。また、花と緑の普及推進、県産花きの消費拡大に向けて、農業団体や花き流通・販売団体と連携し、「ふくしまフラワーフェスティバル」などのPR活動を実施しました。
- ⑦ 肉用牛については、肉量、肉質ともにトップクラスの成績を得ている「第1勝光」を基幹種雄牛として新たに認定し、これまで造成された基幹種雄牛「景東（かげあずま）」、「福寿幸（ふくとしゆき）」、「登美貴（とみたか）」、「日本桜（にほんざくら）」と並んで、今後、質・量兼備の銘柄「福島牛」の生産に大きく貢献するものと期待しています。

4 安全・安心な農産物の供給の推進

(1) 農産物の安全・安心の確保

① トレーサビリティシステムの普及啓発

消費者の食の安全・安心に対する関心が高まり、生産者、流通・販売業者における生産履歴等を適切に管理する品質管理が不可欠となっていることから、トレーサビリティシステムの導入や普及啓発を支援しました。

その結果、導入事業者数は生産段階で2団体、流通・加工・販売段階で1団体の、合わせて3団体（実事業者数は5団体。内2団体は機能アップ事業のため既カウント）増加しました。

●福島県産農産物トレーサビリティシステム導入事業者数

(平成21年3月末現在)

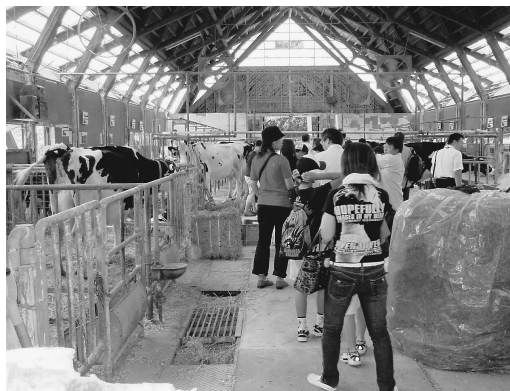
導入事業者	米	青果物	畜産物 (牛肉を除く)	魚類	計
生産段階	20	27	2	0	49
流通・加工・販売段階	5	17	7	3	32
計	25	44	9	3	81

注：導入事業者数は延べ事業者数であり、実事業者数は53団体。

●「トレーサビリティ体験ツアー 出発！「食の安心探検隊」の開催」

平成20年8月20日、県内に住む親子19組43名がスーパーから工場、牧場へ牛乳の流通ルートを遡るトレーサビリティ体験ツアーに参加しました。

福島県農業総合センターに集まった参加者は、生産や流通の方法を記録し、必要な場合に確認できるトレーサビリティについて講義を受けた後、ヨークベニマル大槻店で販売店での取組みを、また、酪王乳業株式会社本社工場では工場の見学と牛乳のトレーサビリティの仕組みを、さらに、郡山石筵ふれあい牧場では牧場の見学と牛乳の生産を見学しました。特に子どもたちは、工場での検査など安全のための取組みに感心したり、牧場で牛の大きさに驚き、子牛に興味を示したりと、真剣に、そして楽しく、夏休みの一日を過ごしました。



② GAP手法の導入

安全・安心な農産物を消費者に届けるためには、生産者自らが生産・出荷段階におけ

る危害要因を分析し、そのリスクを最小限に抑えるための対策を実践、記録し評価・改善する一連の取組みが必要であることから、重点産地の設定や研修会を開催するなどして、GAP（農業生産工程管理）手法の普及啓発を進め、その結果、GAPに取り組む産地数は順調に増加しています。

③ 有機農産物の認定業務

消費者の安全・安心志向に対応するとともに、環境にやさしい農業を推進するため、平成18年9月、本県自らがJAS法に基づく登録認定機関の登録を受け、同年10月から県農業総合センターにおいて、有機農産物(生産行程管理者)の認定業務を開始しています。平成20年度は17件の認定を行い、現在まで生産者47名の認定を行いました(平成21年3月末現在)。

(2) 農薬適正使用の推進

近年、農産物の安全性や生活環境の保全等に対する関心の高まりを背景に、農薬の適正使用の徹底が強く求められています。平成18年5月29日から施行された「残留農薬のポジティブリスト制度」へ適切に対応できるよう、県及び関係機関・団体等が一丸となって、農薬適正使用推進会議を始め、各種研修会や現地指導会において、農薬の飛散防止対策等について周知徹底を図りました。

また、農薬の適正使用に関する指導者を育成し、農薬管理指導士11名及び農薬適正使用アドバイザー114名の認定を行いました。

農作物の農薬散布履歴の記帳推進については、農業者に対する啓発・指導を行うとともに、JAなどの出荷団体に対しては、農薬散布履歴を出荷前に確認して、農薬を適正に使用した農産物を出荷するよう指導しました。その結果、主要な作物で「抽出確認」及び「全戸確認」が行われるようになりました。

(3) 食品表示適正化の推進

全国的に原産地の偽装表示などの不適正な事例が発生していることから、県内の事業者における表示の適正化を図り、安全で安心な食生活を確保するため、事業者の調査や「食品表示ウォッチャー」による食品表示のモニタリングを行いました。

その結果、生鮮食料品の原産地表示率は93.6%となっています。

表示率の更なる向上を目指し、消費者、事業者等を対象とした食品表示制度や適正表示に関する研修会を開催するなど、食品表示の適正化に向けた取組みを実施していきます。

5 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と中山間地域の活性化

(1) 「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止

中山間地域は、県土の保全、水源のかん養、農村景観の維持など、県民生活を守る重要な機能を果たしています。しかし、本県では経営耕地面積の約 48%が中山間地域に存在し、当該地域は平地に比べて1戸当たりの経営耕地面積が狭い上、傾斜地が多いなど生産条件が不利であることや、農業の担い手の減少・高齢化などにより、農業生産活動を通じた多面的機能の維持・発揮が困難となることが懸念されています。

このため、中山間地域における農地等の保全活動や農業生産活動を支援する「中山間地域等直接支払事業」が実施されていますが、平成 20 年度は 46 市町村において 1,449 の協定が締結され、取組面積は 16,321ha となりました。将来に向けて農業生産活動を継続するための体制整備を行う取組みは、協定面積の 65.7%で締結されており、耕作放棄地の発生防止に大きな効果を発揮しています。

また、耕作放棄地の農業的利用や非農業的利用など多角的な活用を図るため、「福島県遊休農地活用に関する基本方針（平成 18 年 2 月改正）」に基づき、中山間地域等における耕作放棄地の活用、拡大抑制等の各種施策を展開しており、平成 20 年度に実施した「耕せふくしま！遊休農地再生事業」により 41ha の耕作放棄地を解消しました。

●耕作放棄地の解消を通じた地域活性化事例

～NPO 法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会～

東和町（現二本松市）は、養蚕や葉たばこの生産が盛んな地域でしたが、養蚕業の衰退や高齢化の進行によって、桑園をはじめとする耕作放棄地が増大し、耕作放棄地面積が県内一になるなど、深刻な問題となっていました。



そこで地域内の遊休桑園の再活用と地域活性化を目指して、それまで町内で別々に地域おこしに取り組んでいたグループが一

体となり「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」を設立し、平成17年10月にはNPO法人の認証を受けました。

協議会では、安全・安心な農産物の生産・加工・販売、桑の葉や実を加工した茶やジャムなどの健康食品を開発し、「道の駅 ふくしま東和」等で販売を行っており、平成19年度の販売額は約1億5千万円と発足した平成17年度に比べ67%増加するなど地域に活気をもたらしています。特に桑を使った加工品の販売量は年々増加し、当初20t程度であった桑の生葉の生産量は、平成18年には40tと倍増したことから、再生した桑園も当初は30haに対し、現在では60haを超え、耕作放棄地の解消につながっています。

協議会自らが加工・販売を行うことにより雇用も創出しており、さらに、都市住民との農業体験交流などを通し、地域内の空家や畑を斡旋し定住促進の取組みも行い、平成19年度の交流人口は約7万4千人と平成17年度に比べ26%の増となるなど、地域の活性化に貢献しています。

この取組みが高く評価され、平成21年4月に「第一回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰」で全国第2位に相当する「農林水産省農村振興局長賞」を受賞したほか、平成21年6月には「過疎地域自立活性化優良事列表彰」で「総務大臣賞」を受賞しました。

(2) 農地・水・環境保全向上対策の実施による地域の活性化

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

農地・水・環境保全向上対策は、農家と農家以外の地域住民等が参加し、地域の実態を反映した創意工夫のある効果的な活動が将来にわたって定着するよう、地域の共同活動と環境保全に向けた先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援するものです。平成20年度は、県内で650活動組織、交付金交付対象面積36,756haで共同活動の取組みが行われました。

また、そのうちの71活動組織、1,611haにおいて、地域ぐるみで化学肥料、化学合成農薬の大幅低減などの環境にやさしい特別栽培等の先進的な営農活動を実施しています。

●農地・水・環境保全向上対策の活動事例

～NPO法人化による活動基盤の強化 福島市 関北農・水・環境保全会～

福島市松川町にある関北農・水・環境保全会は、地域の農用地35.4haで農地・水・環境保全向上対策の活動に取り組んでいます。

関北地区は、養蚕の衰退、専業農家の減少とともに耕作放棄された桑園が増加し、維持管理が行き届かない用排水路等が目立つようになってきたことから、農地・水・環境保全向上対策をきっかけとして地域の資源を守っていくこととしました。

地区において話し合いを進め、連帯感が強まっていく中で、将来に渡って安定的な活動を続けられるよう、社会的に公認される組織であるNPO法人化を目指すことになり、平成20年3月、農地・水・環境保全向上対策の活動組織としては福島県内で初めてNPO法人として認可され、活発な活動を行っています。



（３）特色ある立地条件を生かした農業の推進

中山間地域の立地条件を生かした収益性の高い農業経営を確立するため、それぞれの地域の立地条件を生かした農業経営や農産物加工等の地域の取組み、気象条件に合った野菜や花きなどの産地形成の取組みを支援しました。

●特色ある立地条件を生かした農業の推進事例

～「南郷トマト 10 億円への飛翔」をスローガンに産地再生～

糖度が高く、身が引き締まったしっかりとした食感の「南郷トマト」栽培は、昭和 37 年、旧南郷村（現南会津町南郷地域）で始まりました。

南会津特有の気候と高い標高、昼夜の気温差を生かした高品質の夏秋トマトは 7 月下旬から 10 月下旬まで生産されています。

平成 20 年度の栽培面積は 32.4ha、生産量 2,954t、販売高 776,824 千円でした。

今後は、育苗センターの導入やかん水作業の合理化、薬剤防除回数低減など省力化技術の導入を進め、また新規栽培への誘導を行うなど、持続的に発展する産地づくりに取り組むこととしています。



（南郷トマト 指導会）

（４）地域資源を活用した他産業との連携による地域活性化

特色ある地域資源の活用と、第二次、第三次産業との連携を図った産業の複合化は、本県の農業・農村を振興していく上で極めて有効です。

① グリーン・ツーリズムの推進

グリーン・ツーリズムは、都市と農村の交流を進め、農業・農村に対する都市住民の理解の促進や農村の活性化への貢献が期待できることから、その推進に向けて積極的に施策を展開しました。

このうち、「子ども農山漁村交流プロジェクト」（小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動）については、その受け皿づくりに向けて「ふくしまグリーン・ツーリズム推進会議」を「福島県ふるさと子ども夢学校推進協議会」に改編し、教育機関を含め関係機関と一体となった推進体制を整備し、県内受入地域協議会の立ち上げを支援しました。県でも観光、農林、教育の各担当課が連携し協議会活動を推進しました。

この推進協議会での様々な活動により平成 20 年度末現在で、県内に 12 の受入地域協

議会が発足し、県内外の学生・生徒の受入を行っております。

さらに、滞在型グリーン・ツーリズムの核となる農家民宿の開設を促進するため、平成 20 年度より「福島県農家民宿組織化モデル支援事業」を実施しており、南会津町を中心に 1 年間で 67 軒が小規模農家民宿を開設し、平成 20 年度末累計では 111 軒となり、前年と比べ大幅に増加しています。

●グリーン・ツーリズムの推進事例

～自然豊かな南会津に、また来てけやれ！～

南会津町は、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入モデル地域に選定され、従来ゼロだった農家民宿が、1 年間で一挙に 54 軒も開設されました。

このことは、将来の日本を背負っていく子どもたちに、様々な農山村生活や農林業の体験を通して、食料や自然、人と人との関わりなど、生きていく上で大切な学びの場を提供することに止まらず、過疎・高齢化が進む農山村地域に新たな生きがいと収入を生み出すことも期待されます。

南会津地方では、只見町においても受入協議会が設立され、農家民宿の開設や教育旅行の受入れを推進しています。将来、受け入れた子どもたちが南会津のファンとなり、家族と共に再び訪れるなど、交流人口の拡大が期待されています。



② 農産物加工販売の取組み

地域資源を活用したアグリビジネスの一環として、農産物加工販売を一層拡大するため、農業総合センター農業短期大学校において、農産物加工研修の開催や個別の加工技術、課題を解決するための支援を行いました。

また、平成20年度は緊急課題研修として米粉の研修を行いました。

平成20年度は12回、372名が受講し、直売所等で活躍しています。

●地域資源を活用した地域活性化事例

～豆で達者なむらづくり（鮫川村の大豆生産）～

鮫川村は、小さくてもやっていける農業、集落を守るための地域の活性化を目指して、村の暮らしに結びついてきた大豆に着目し、平成16年から村独自の「豆で達者なむらづくり」事業を始めました。

村では、大豆栽培の経験がある高齢者に対して、格安で大豆の種を提供するなどして大豆栽培を奨励し、生産した大豆については全量を村で買い上げることとしました。また、高齢者の取組みを支援するため、村が自走式の大豆脱粒機を2台購入し、村職員が農家まで運び、脱粒作業を行ったり、重い大豆を出荷することが難しい農家に対しては、村が集荷して回るなど、継続して栽培できる体制を作りました。この結果、平成20年には栽培者が165人、耕作面積は18.41haとなり、耕作面積は平成16年の3倍となったほか、収穫量も平成19年には21.2tと平成16年の7.2tの3倍となるなど着実に栽培拡大、品質の向上が図られています。

平成17年秋には、旧幼稚園を改修し、農産物加工・直売所「手・まめ・館」をオープンさせ、鮫川村で収穫された大豆を、「豆腐」、「納豆」、「味噌」等に加工し、全量を販売しています。また、村内の農家が生産した野菜、米、加工品なども販売するほか、地元の食材を活用した郷土料理を提供するレストランも併設しています。

大豆栽培は「農業振興」ばかりでなく、「高齢者の生きがい、健康づくり」や「鮫川村の特産品づくり」を通じた地域の活性化につながっています。



6 地球温暖化等対策

平成 20 年度から京都議定書の第 1 約束期間がスタートする中、地球温暖化への対策は世界的な課題として、緊急かつ重点的な取組みが求められています。県では平成 20 年 2 月に「地球温暖化防止の環境・エネルギー戦略」を策定し、温暖化対策の一層の推進を図ることとしています。

このような中、森林整備による二酸化炭素の吸収源対策、生産活動における発生源対策及び温暖化による農林水産業への影響の把握と今後の対応策を検討するため、平成 19 年 10 月に「農林水産部地球温暖化等対策検討会」を設置するとともに、平成 20 年 9 月には、上記検討会のワーキンググループとして「温暖化対策研究チーム」を設置し、県内の農林水産業における温暖化の影響等について検討を重ねました。

その結果、水稲の出穂期やりんご等の発芽・開花期の前進化等が見られていることから、温暖化の影響をよりの確に把握・分析するため、生産現場における高温等の影響調査に取り組むこととしました。

また、平成 20 年度より、福島県農業総合センターにおいて、大学や独立行政法人東北農業研究センター等の研究機関と連携しながら、本県における将来的な温暖化のシミュレーションや農作物への影響等の調査・研究、温暖化に対応できる生産技術の開発等を行う「地球温暖化対応農業生産システム確立事業」を開始しました。

用語解説（五十音順）

アグリビジネス

農業者が、農産物を中心として、加工品の製造・販売や産地直売、農家レストラン、農家民宿、観光農園などの経営を行い、農家経営の発展を図る事業活動。

エコファーマー

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、知事が認定した農業者の呼称。

GAP手法（Good Agricultural Practice）

農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」（クロスチェック手法）。

耕作放棄地、遊休農地

耕作放棄地は、農林業センサスで「調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意志のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。」と定義される統計上の用語である。

一方、遊休農地は、農業経営基盤強化促進法第5条第2項第4号で「農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。」と定義された法令用語である。

なお、農林業センサスでは「長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は耕作放棄地に含めない。」としている。

米政策改革大綱

消費者重視・市場重視の考え方に立ち、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることを目的とし、米の需給調整対策、流通制度、関連施策などの包括的な改革の実行について、平成22年を目標年次として、平成14年12月に政府が決定した大綱。

持続性の高い農業生産方式

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法（「エコファーマー」を参照）。

実需者

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人。食品加工業者など。

主業農家

農業所得が 50%以上で、65 才未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家（「販売農家」を参照）。

準主業農家

農外所得が主で、65 才未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家（「販売農家」を参照）

水田経営所得安定対策

我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTO における国際規律にも対応し得るよう、これまで、すべての農業者を対象として、個々の品目ごとに講じられてきた対策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営(米・麦・大豆)の安定を図るための制度。

水稲直播栽培

育苗や田植えを行わず、ほ場に直接播種し、育てる栽培技術。育苗、田植えのコストや手間を省くことができる。

大区画ほ場

1 区画が、1 ha 以上に整備された農地。

団地（化）

一定程度の農地のまとまりを指す用語で、農業機械の移動が容易に行われる程度に農地が接しており、かつ、隣接する農地に同一作物が栽培されている農地のまとまりが、一定程度の面積となっている状態。

農地の団地化は、作業効率を高めるとともに、経営面積を拡大するために必要な条件であることから、水田農業構造改革対策などの各種の施策において推進している。

特定農業団体及び特定農業法人

農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用改善団体の特定農用地利用規程において、目標とする 5 年以内に以下の農地を集積する組織または農業生産法人をいう。

- 特定農業団体：地域内農地の 2/3 以上を集積（21 年 3 月末現在 42 団体）
- 特定農業法人：地域内農地の過半を集積（21 年 3 月末現在 18 法人）

トレーサビリティシステム

店頭に並んでいる食品が、いつ・どこで・どのように生産・流通されたかについて、消費者が把握できる仕組み。食品に問題が発生した場合に、段階ごとに原因が調べられ、さらに回収処理も速くなるなどのメリットもある。

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を策定し、市町村長の認定を受けた農業者。

農外所得

農家が、農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得（「農業所得」を参照）。

農家所得

農業所得と農外所得の合計（「農業所得」を参照）。

農家総所得

農家所得と年金・被贈等の合計（「農業所得」を参照）。

農業所得、農外所得、農家総所得

農家総所得		「農家所得」＋「年金・被贈等」
農家所得		「農業所得」＋「農外所得」
	農業所得	農家が、農業生産活動によって得た所得
	農外所得	農家が、農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得
年金・被贈等		年金や祝金、香典などの被贈収入

農業依存度

農家所得に占める農業所得の割合で、農家所得のうち、どれだけ農業所得に依存しているかを示す指標。

農業産出額

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額。

農地・水・環境保全向上対策

将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るため、地域ぐるみによる効果の高い共同活動や、農業者ぐるみによる先進的な営農活動を支援する制度。

農用地利用改善団体

集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について所有・利用等の権利を有する者が組織する団体で、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を行う。

販売農家

「販売農家」：農家の中で、経営耕地面積が 30 アール以上、または農産物販売額が 50 万円以上の農家。

「主業農家」：農業所得が 50%以上で、65 才未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家。

「準主業農家」：農外所得が主で、65 才未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家。

「副業的農家」：65才未満の農業従事60日以上の方がいない農家。

複合性フェロモン剤

動物の体内から分泌され、交尾など、他の個体に影響する物質（性フェロモン）をほ場に置くことで、害虫の交尾行動をかく乱し、害虫の繁殖を抑制するために開発された農薬である。

ポジティブリスト制度

基準が設定されていない農薬が一定量以上残留する食品の販売等を原則禁止する制度。

ホールクロップサイレージ（WCS）

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰める、またはロール状に整形してプラスチックフィルムでラッピングすることで乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物（飼料作物）の子実と茎葉部を混合してサイレージ化したものをホールクロップサイレージという。ホールクロップサイレージは、平成20年から米穀に位置づけられ、米の生産調整の取組みとして取り扱う米穀等に含まれるとともに、昨今の輸入飼料の高騰を背景として、作付拡大が図られている。

このうち、稲ホールクロップサイレージ（稲WCS）は、稲を使ったホールクロップサイレージのことで、稲の米粒が完熟する前（黄熟期）に、穂と茎葉をまとめて刈り、ロールベールサイレージとして利用する。食用稲と同じような管理で栽培できる。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策
 - 第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）
 - 第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条―第18条）
- 第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第19条―第22条）
- 附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進する

とともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及

び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ

計画的に推進するものとする。

一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。

二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。

三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。

四 環境と調和した持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第11条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するた

め、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第 13 条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第 14 条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第 15 条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第 16 条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第 17 条 県は、中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。）の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第 18 条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実

その他必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

(基本計画の策定)

第 19 条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第 20 条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 21 条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第 22 条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[平成 13 年 3 月 27 日公布 (施行)]